

改正
新刑法註釋

法學士高橋藤三郎著



東京
文陽堂
二松堂
發行

036055-000-8

特15-452

新刑法註釋(改正)

高橋 藤三郎/著

M40

BBP-0683



改正新刑法註釋目次

第一編 總則

| 目次 | (一) |
|------------------|-----|
| 第一章 法例 | 一 |
| 第二章 刑 | 四 |
| 第三章 期間計算 | 三 |
| 第四章 刑ノ執行猶豫 | 三 |
| 第五章 假出獄 | 四 |
| 第六章 時效 | 四 |
| 第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免 | 五 |
| 第八章 未遂罪 | 六 |
| 第九章 併合罪 | 六 |
| 第十章 累犯 | 七 |
| 第十一章 共犯 | 七 |
| 第十二章 酌量減輕 | 八 |
| 第十三章 加減例 | 九 |

論 一
 一 四
 二 三
 三 七
 四 四
 五 七
 六 二
 七 三
 八 七
 九 二
 十 五
 十一 五

40 7 18

内交

第二編 罪

第一章 皇室ニ對スル罪……………九九

第二章 内亂ニ關スル罪……………一〇六

第三章 外患ニ關スル罪……………一一四

第四章 國交ニ關スル罪……………一二一

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪……………一二七

第六章 逃走ノ罪……………一二九

第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪……………一三二

第八章 騷擾ノ罪……………一三六

第九章 放火及ヒ失火ノ罪……………一三九

第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪……………一四八

第十一章 往來ヲ妨害スル罪……………一五二

第十二章 住居ヲ侵スル罪……………一五七

第十三章 祕密ヲ侵スル罪……………一五九

第十四章 阿片煙ニ關スル罪……………一六一

第十五章 飲料水ニ關スル罪……………一六三

第十六章 通貨偽造ノ罪……………一六七

第十七章 文書偽造ノ罪……………一七九

第十八章 有價證券偽造ノ罪……………一九〇

第十九章 印章偽造ノ罪……………一九二

第二十章 偽證ノ罪……………一九六

第二十一章 誣告ノ罪……………一九九

第二十二章 猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪……………二〇一

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪……………二〇七

第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪……………二一〇

第二十五章 瀆職ノ罪……………二一三

第二十六章 殺人ノ罪……………二二〇

第二十七章 傷害ノ罪……………二二六

第二十八章 過失傷害ノ罪……………二三〇

第二十九章 墮胎ノ罪……………二三二

第三十章 遺棄ノ罪……………二三四

第三十一章 逮捕及ヒ監禁ノ罪……………二三六

第三十二章 脅迫ノ罪……………二三八

特15
452

改 正 新 刑 法 註 釋

法 學 士 高 橋 藤 三 郎 著

第 一 編 總 則

(註)總則とは、此の刑法に規定したる處の各種の罪について、いづれの條項にも共通すべき規則を網羅したるものである。即ち此の總則中にある處の規則は、此の刑法に於ける、いづれの個條にも通用するものであるから、其の關係する所は、最も廣いのである。依て此の刑法のみならず、すべての法律にある總則と云ふものは、最も注意すべき條項である。

第 一 章 法 例

(講義)法例とは、此の刑法の動力、即ち左に記載する所の事項を定めたるものである。
一、刑法にある時に關する効力。

改 正 新 刑 法 註 釋 目 次 終

| | | |
|-------|-------------|-----|
| 第三十三章 | 略取及ヒ誘拐ノ罪 | 二四二 |
| 第三十四章 | 名譽ニ對スル罪 | 二四五 |
| 第三十五章 | 信用及ヒ業務ニ對スル罪 | 二四八 |
| 第三十六章 | 竊盜及ヒ強盜ノ罪 | 二四九 |
| 第三十七章 | 詐欺及ヒ恐喝ノ罪 | 二六一 |
| 第三十八章 | 横領ノ罪 | 二六五 |
| 第三十九章 | 贓物ニ關スル罪 | 二六七 |
| 第四十章 | 毀棄及ヒ隱匿ノ罪 | 二六九 |

- 二、刑法にある土地に關する効力。
 - 三、刑法にある人に關する効力。
 - 四、刑法の總則にある他の法律命令に關する効力。
- 即ち此の四つの規則に就いての條項をば、此の第一章法例の中に定められてあるのである。

第一條 本法ハ何人ヲ問ハズ帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

帝國外ニアル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ

(註)此の條は、第一、第二の兩項より成立つて居るものであるから、これを各項に區別して説くこととする。

第一項。此の刑法に規定せられてある、すべての條項は、如何なる人であらうが、日本帝國の領地内に於いて、罪となるべきことを犯したる者には、此の刑法の刑を課するものであるとのことを規定してある。故に特別法、例へば酒造税、所得税、などのこと

規則は別として、何人にも、日本の領地内に於いて、此の刑法にある個條の罪を犯したるものは、此の刑法に依りて、相當の刑を課するものであるとの事を規定したるものである。

第二項。日本の領地以外の土地若くは海面に於いても、日本の船舶で、其の船舶内に於いて、犯したる罪についても亦、第一項と同じく、此の刑法に依りて罰せらるるのである。例へば日本郵船會社の汽船に乗りて、亞米利加に行きしが、既に日本の領地を離れて其の汽船内で、此の刑法に定めたる罪を犯したるときは、此の刑法に依りて 刑罰を受くるのである。

帝國船舶とは、日本に其の船籍を有するもので 船舶法の定むる所に依れば、左の船舶は、帝國船舶と云ふのである。

- 一、日本の官廳又は公署の所有に屬する船舶。
- 二、日本臣民の所有に屬する船舶。
- 三、日本に本店を有する商事會社にして、合名會社にありては社員的全員、合資會社及

株式合資会社にありては無責任社員むびんせきにんの全員、株式会社にありては、取締役とりしやくの全員が日本臣民なるもの、所有に屬する船舶。

四、日本に主たる事務所を有する法人にして、其の代表者だいひょうしゃの全員が、日本臣民なるもの、所有に屬する船舶。

舊商法の規定に従ひて、設立したる合資会社にありては、業務擔當社員ぎふむたんたうの全員が、日本臣民なるもの、所有に屬する船舶も亦日本の船舶とす。

第二條 本法ハ何人ヲ問ハズ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

- 一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪
- 二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪
- 三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪
- 四 第四百四十八條ノ罪及ヒ其未遂罪

五 第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及ヒ第五百五十八條ノ罪

六 第六十二條及ヒ第六十三條ノ罪

七 第六十四條乃至第六十六條ノ罪及ヒ第六十四條第二項

第六十五條第二項、第六十六條第二項ノ未遂罪

(註)刑法は、元來日本帝國内に於ける犯罪に適用するものであるが、此の條に明定したる條項は、いづれも帝國外に於て、犯したる罪にも、これを適用することに定めてある。

今其の引用條目の規定を擧ぐるときは、第二編第一章、皇室に對する罪の全部。同第二章内亂に關する罪の全部、同第三章外患に關する罪の全部。及び通貨偽造變造の罪の既遂及び未遂、偽造又は變造の通貨行使罪の既遂及び未遂。眞正又は偽造の御璽、國璽若くは御名の使用、文章偽造の罪、御璽、國璽を押捺し、又は御名を署したる文章の變造罪。公務所又は御名を署したる變造罪。公務所又は公務員の作るべき文書、若くは繪圖の偽造罪。又は、作りたる文書若くは圖畫の變造罪。公務員其の職務に關し、虚偽の文

書又は繪圖を作成したる罪、又は、文書若くは圖書を變造したる罪。前掲の種類の文書若くは繪圖を行使したる罪の既遂及び未遂。有價證券の偽造又は變造罪。有價證券に虚偽の記入をなしたる罪。偽送、變送の有價證券又は虚偽の記入をなしたる有價證券の行使罪の既遂及び未遂、御璽、國璽、御名、公務所又は公務員の印章若くは署名又は公務所の記號の偽造罪及び真正又は偽造の御璽、國璽、御名、公務所又は公務員の印章若くは署名、又は公務所の記號を使用したる罪である、是等の解説は、いづれも其の各條下に掲ぐる故に、此には略して置く、

第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ

之ヲ適用ス

一 第一百八條、第一百九條第一項ノ罪、第一百八條、第一百九條第一項ノ

例ニ依リ處斷ス可キ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪

二 第一百十九條ノ罪

三 第一百五十九條ノ罪乃至第一百六十一條ノ罪

四 第一百六十七條ノ罪及ヒ同第二項ノ未遂罪

五 第一百七十六條乃至第一百七十九條、第一百八十一條及ヒ第一百八十

四條ノ罪

六 第一百九十九條、第二百條ノ罪及ヒ其未遂罪

七 第二百四條及ヒ第二百五條ノ罪

八 第二百十四條乃至第二百十七條ノ罪

九 第二百十八條ノ罪及ヒ同條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

十 第二百二十條及ヒ第二百二十一條ノ罪

十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪

十二 第二百三十條ノ罪

十三 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二

百四十一條及ヒ第二百四十二條ノ罪

十四 第二百四十六條乃至第二百四十三條ノ罪

十五 第二百五十三條ノ罪

十六 第二百五十六條第二項ノ罪

帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同

(註)此の條は、第一第二の二項より成立つて居るから、二項に分けて解説をなすこととする。

(第一項)日本の領地以外に於いて生命、身體、自由、財産又は信用に關する罪を犯たる帝國臣民及び外國人に對しても亦、此の刑法を適用すべきことを規定したるものであ

蓋し外國に於いて生じたる罪は、其の犯人の帝國の臣民たると、又は外國人たることを論

せず、原則として之を本法に支配をしむる必要はないが、刑法は、公の秩序を維持するを以て、其の目的とするものなれば、此の種の罪をひへども、帝國の秩序を維持する限度に於いて、之に此の刑法を適用すべきものである。

此の條項中にある各種の罪は、何にであるか云ふに、其の各條目は、人の現住又は現在する建造物、其の他に放火する罪の既遂及び未遂、自己の所有物ならざる建造物其の他又は自己の所有に係るといへども、法定の權利又は義務を設定し、又は負擔せしめたる建造物其の他に於いて、人の現在又は現在せざる物に放火する罪の既遂及び未遂、激發すべき物を破裂せしめて、前掲二罪の目的たる物を損壞したる罪、人の現住又は現在する建造物其の他の侵害罪、真正又は偽造の他人の印章若しくは署名を使用して、權利、義務又は事實證明に關する文書若しくは圖書を偽造し、又は他人の印章若しくは署名を有する權利、義務又は事實證明に關する文書若しくは圖書を變造したる罪及び前掲の文書若しくは繪圖を行使したる罪、他人の印章若しくは署名の偽造罪及び真正又は偽造の他人の印章若しくは署名の使用罪。男又は女に對して、猥褻行爲をなしたる罪の既遂及び未遂、婦女を

姦淫したる罪の既遂及び未遂。人を殺したる罪の既遂及び未遂。致死其の他法定の重大なる結果を生ぜしめたる傷害罪。自己又は配偶者の直系尊屬に對する傷害罪、保護の責任を有する老若、幼者又は病者を遺棄し、又は其の生存に必要な保護をなさざる罪。逮捕又は監禁の罪。人を拐取し、又は被拐取者を藏匿、隠秘又は收受したる罪の既遂及び未遂。財物の竊取、強取、準強取、奪取又は騙取罪及び脅迫を用ゐる又は欺罔して、財産上の利益を得、又は他人に之を得せしめたる罪の既遂及び未遂、業務上占有する他人の物の横領罪及び贓物の運搬、寄藏、故買又は牙保の罪である。是等の罪の事は、各其の本條の下に解説するから、此には略して置く。

第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス

- 一 第一百一條ノ罪及ヒ其未遂罪
- 二 第一百五十六條ノ罪

三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條ノ罪及ヒ第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル罪

(註)此の條項は、日本國外に於いて、職務に關する罪を犯したる日本國の公務員に常用すべき個條である。此の條の職務に關する罪と云ふは、看守者又は護送者、被拘禁者を逃走せしむる罪。公務員の職權濫用罪。看守者または護送者、被拘禁者に對し、暴行をなしたる罪。看守者又は護送者避難のために、必要の處分を爲すことを怠りたる罪。公務員又は仲誠人收賄の罪。公務員又は仲誠人偏私處分をなす罪及び公務員又は仲誠人秘密漏泄の罪なるトす

第五條 外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタル時ハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

(註)此の條は、外國の確定裁判を受けたるものにて、同一の行爲について更に處罰し

ても差支へないとの規定である。されど、犯人が、既に外國に於いて、言渡されしところの刑の全部又は其の一部の執行を受けたるものなるときは、其の刑の執行を減じて輕くなし、又は全くこれを免除することを得るものとしてある。

此の規定は、前の數條に定められたる處の結果として、犯人が、既に外國に於いて、確定裁判を受けたる場合といへども、更に此の刑法によりて處分せらるゝことないでもない。此のごとくなる時は、犯人は一個の行爲について、再び其の處分を受くるが如き不幸に遇ふであらう。故に其の事が、甚だ酷に過ぐからと云ふので、此に本文のごとく定められたのである。

第六條 犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用ス

(註)此の條項は、犯人が罪を犯したる後、未だ其の裁判の確定せざる以前に於いて、刑に變更のあつたときは、其の輕き方に依りて處分すべきことを定めたものである。例へば此に詐欺取財をなしたるものが、其の當時の法律では、二年の禁錮に處せらるゝので

あるが、未だ裁判の確定せざる前に、刑が變更して一年の刑期となつた場合のごときは、其の輕き方の一年の刑を受くるものであるとのことである。

第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ從事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ
公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

(註)此の條文は、公務員とは如何なるもの、又公務所とは如何なるものであるものごとを定めしものである。

第一項。此の刑法に於いて、公務員と稱するは、如何なるものであるかと云ふに、官吏は勿論、公吏、法律命令によつて、公務に従事して居る議員、委員其の他の職員を云ふのである。公吏とは、市町村長、區長、助役、收入役其の他市町村役場の事務に従事して居る吏員を云ひ、議員とは、帝國議會、府縣會、市町村會、水利土功會などのごとく、法律で定めてある會の議員を云ひ、又委員とは例へば所得稅調査委員のごとく、是れ亦法律で定めてある委員と云ふのである。

第二項。公務所と云ふのは、前項に掲げたる公務員が、其の職務を執行する場所を云ふのである、即ちすべての官廳、市町村役場、國會議事堂、府縣會議事堂などのごとき場所を云ふのである、されば例へば市役所のごとき、其の事務を取扱ふ家室内は勿論であるが、門内を入りたる庭のごときは、事務を扱はぬから、公務所と云へぬかと云ふに、決して左様ではない。要するに其の公務所の一構内としてある部分は、皆それである。

第八條 本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之ヲ適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニアラズ

(註)此の刑法の總則と定めてある總ての個條は、他の法律命令に於いて、刑を定めてあるものにも亦、これを適用するものであるとの事を規定してある、例へば酒造税法、所得税法などのごとき、罰則のあるもの、法律命令である。されど、其の法律命令に、特別の規定、たとへば刑法の總則に依らぬと云ふ様な工合になつて居れば、夫れは格別であるから、此の刑法の總則に依らないで差支へはない。

第二章 刑

(註)此の第二章には、刑の事を網羅して規定してある、刑とは罪を犯したる行為に相當する責罰を云ふので、重大なる罪を犯したるものには、重き刑を課し、輕き罪を犯したるものには、輕き罪を課すると云ふが如きである。なほ詳細なることは以下各條に説かう。

第九條 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ヒ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ附加刑トス

(註)此の條文は、主刑と附加刑との區別をなしたるものである。

第一項。主刑と云ふのは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料の七種である。是等の刑名の解は、其の各本條に於いてすることとする。

第二項。附加刑と云ふのは、沒收の一種である。

主刑とは、罪に相當する主たる刑で、附加刑とは、主たる刑に附加して課する刑である。例へば懲役に處せられたるものが、尙ほ其の上に沒收を附加せらるゝが如きもの、又犯罪の用に供したる物件は、これを官に沒收するがごとき、其の沒收は、則ち附加刑である。

第十條 主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役ト

ハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ超ユ

ルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス
同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長期

又ハ多額ノ同シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以

テ重シトス
二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シキ同

種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

(註)此の條文は、主刑の輕重を定むる標準を示したるものであつて、三項より成立つて居る。

第一項。主刑の輕さと重さとは、前第九條に規定したる順序に依るものである。即ち其の重さのものより數ふれば、第一が死刑、其の次は懲役、それより禁錮、罰金、拘留、科

料と云ふ順序である。されど、無期の禁錮と有期の懲役とは、いづれが重いかと云ふに、禁錮の方は重いのである。本來は、懲役の方が重いのであるが、一方は、無期の禁錮、一方は、有期の懲役である故、其の無期のものの方が重いのは、當然のことである。又
有期禁錮の長期が、有期懲役の、長期の二倍以上に出づるときは、禁錮の方を重いものとしてある。例へば、有期禁錮の長期が二年にして、有期懲役の長期が十ヶ月なるときは、其の二倍の二十ヶ月を超えて居るから、此の場合に於いては、禁錮の方を重いものとするのである。要するに懲役の方が重いのであるが、禁錮の期間の長さものを重いとするのである。即ち刑期の長短によりて、其の輕重を定むるのである。

第二項。同じ種類の刑は其の長期の長さもの、又罰金科料のごときものでは、多額の多いものを以て、重いのとする。又長期又は多額の、各相同じきものなるときは、いづれを以て重いのとするかと云ふに、其の短期の長さもの、又は寡額の多きものを以て重いとするのである。例へば長期は、いづれも二年であるが、其の短期は一は六ヶ月、一は八ヶ月であるときは、八ヶ月のものを重いのとする。又罰金、科料のごとく、其の多

額は、百圓づゝであるが、其の寡額は、一は二十圓、一は二十五圓なるときは、二十五圓のものを以て、重いものとするが如くである。
第三項。二個以上の死刑、又は長期若くは多額及び短期若くは寡額のいづれも相同じき、同じ種類の刑にあつては、いづれを重しとするかと云ふに、是は、其の實際の犯狀に依りて、これが輕重は定むるものと規定してある。

第十一條 死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマデ之ヲ監獄ニ拘置ス

(註)此の條項は、死刑執行の事を規定したるものである。

第一項。死刑は、監獄の内において、絞首して執行するものである。故にたとひ、一旦絞首して絶息したるものでも、生返ることないにも限らぬ。此の場合に於いては、幾度にも絞首して差支へはない。是れは要するに其の生命を奪ふものであるからのことである。即ち此の刑法に死刑を設けてあるのは、其の犯人の生命を奪はんがためである。
第二項。死刑の言渡を受けたる犯人は、其の執行するに至るまでは、監獄に拘置するの

で、他所へ移して置くものではない。

第十二條 懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下トス

懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス

(註)此の條項は、懲役に關する規定である。

第一項。懲役は期限の無いものと、有るものとの二種とし、其の期限のあるものは、ヶ月より短かゝらず、十五年より長きものは、無いと定めてある。故に犯罪の情狀に依りて、一ヶ月より十五ヶ年までの間に於いて、其の刑期を定むるものである。

第二項。懲役に處せられたるものは、これを懲役場に拘置して、一定の役務に服せしめるのである。即ち監獄に於いて定めたる規則に従ひて、それらの業務に従事すべきこととする。

第十三條 禁錮ハ無期及有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス
禁錮ハ監獄ニ拘置ス

(註)此の條項は、禁錮に關する規定である。

第一項。禁錮の刑は、期限の無いものと、有るものとの區別がある。其の期限のあるものは、一月以上、十五年までの間に於いて、其の死期を定めるのである。

第二項。禁錮に處したるものは、禁錮場に拘置するので、懲役のごとく、定役に服せしむることはない。されば、懲役は定役に服し、禁錮は、定服に服しないかと云ふに、元來其の罪質が異なつて居るので、斯く區別してあるのである。

第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ル

コトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得

(註)此の條項は、加重減輕の期間について規定したるのである。懲役または禁錮に處すべきものにして、其の犯狀または其の他の事情によりて、其の刑を加重する場合に於いては、二十年に至ることを得る。又之れを減ずる場合があらう。此の場合に於いては、一月以下に下すことが出来るのである。されば、何故一月以下に降すことを得ることを規定したりやと云ふに、前の第十三條には、特に一月以上との規定があるから、本條に

この以下に降すことを得る旨を定めたものである。

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓

以下ニ降スコトヲ得

(註)罰金は、二十圓以上である、但しこれを減輕する場合に於いては、二十圓以下に降すことを得るのである。即ち其の犯狀に依りて、罰金を減輕するときは、二十圓より以下に降すことが出来る。

第十六條 拘留ハ一日以上三十日未満トシ拘留場ニ拘置ス

(註)此の條項は、拘留の期間を現定したるものである。即ち拘留なるものは、一日以上一月に満たざるものとなし、其の犯人は、これを拘留場に拘置すべきことを定めたものである。

第十七條 科料ハ十錢以上二十圓未満トス

(註)本條は、科料の金額を定めたるものであつて、寡なきも十錢を下らず、多きも二十圓を出でざることに定められたものである。

第十八條

罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上一年以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス

科料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス

科料ヲ併料シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ

罰金ニ付テハ裁判確定後三十日內科料ニ付テハ裁判確定後十日內ハ本人ノ承諾アルニ非サレバ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト留置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

留置期間內罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

留置一日ノ割合ニ滿タサル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

(註)此の條項は、罰金を納むると、納めざるについての規定であるが、すべて八項より成立つて居る。

第一項。罰金に處せられたるものが、資力なくして之れを完く納むること能はざる時は、一日以上、一年以下の期間内に於いて、其の不納者を勞役場に留置するのである。
第二項。科料に處せられたるものが、其の科料金を完く納むること能はざるものは、一日以上、一年以下の期間内に於いて、科料金の多寡に應じて、これを勞役場に留置するのである。

第三項。科料を併料したる場合、例へば十圓と五圓の二つの科料を、同時に科せられたる場合のごとき、其の納むること能はざるものにありては、留置の期間は、二ヶ月を超えてはならぬ規定である。故に十圓、八圓、五圓、三圓など、四個も五個も同時に科せ

られしものにて、みな同一のことで、二ヶ月を超ゆることは出來ないのである。

第四項。裁判所に於いて、罰金又は料金の言渡をなすときは、其の言渡をなすと同時に、此の罰金または料金を完く納むること能はざるときは、何ヶ月間の留置に處すべきものであると云ふことを言渡すこととなつて居る。

第五項。罰金の言渡を受けたるものに付いては、裁判確定後一ヶ月内、又料金の言渡を受けたるものについては、其の裁判確定後、十日以内は、其の本人の承諾あるにあらざれば、金刑に換へて、留置の執行をなすことを得ざる規定である、故に罰金又は料金の言渡を受けたるものは、直ちにこれを納むるは勿論なれども、十日以内は自から法律は、其の猶豫を認めてあるのである。されば、十日以内に、到底納することを能はざるものであるから、留置に換へられても差支へないとして、本人の承諾したるものなるときは、これを如何に處分すべきやと云ふに、是はもとより留置に處して差支へないのである。何となれば、本人が承諾したるものなれば、法律が認めてある所の期限たる十日を経過すべき必要は更に無いからのことである。

第六項。罰金又は料りに處せられたるものが、其の幾部分の金額を納めたるときは、其の罰金または料金の金額と、留置すべき日数との割合に準じて、其の金額に相當するところの日数を差引いて、其の残りの日数を留置期間とするのである。例へば茲に百圓の罰金に處せられたるものあり。裁判所は此の者に對して、若し十日間内に此の罰金を納むること能はざるときは、五十日の留置に換刑すべき旨を言渡したりとせんか。此の被告人は、これを完納する資内なきを以て、内五十圓だけを納め、殘金五十圓に對して、留置に處せらるべきことを承諾したり。されば、此の留置日数は如何と云ふに、百圓に對して五十日なれば、一日二圓の割合となるべし。故に五十圓に對しては、二十五日の留置日数となるので、二十五日だけ勞役場に留置せらるれば濟むといふが如き有様である。

第七項。此の條項は、前の第六項と反對である。最初罰金又は料金を納むること能はざるによりて、留置せられたるものが、中途にしてこれを納むるときは、計算法を規定したるものである、茲に五十日の留置に換刑せられたるものがあつて、其の者の納むべき罰

金額が百圓である。然るに留置日數二十日を経過して、罰金を納め様とすることを申出た。此の場合に於いては、一日を二圓にして換刑したるものであるから、経過したる二十日で四十圓を納めたると同じこととなる。されば、其の残りが六十圓であるから、これを納むるときは、無論勞役場より釋放せらるゝのである。

第八項。留置日數が、一日の割合に満たぬ金額は。これを納むることが出来ぬ規定である。例へば三圓を一日に換刑して留置したるものなるに、二圓若くは一圓と云へるがごとく、三圓に満たざるものは、これを納むることを得ざるものである。若しこれを許すとすれば、非常に手数を要することとなるであらう。何となれば一時に幾錢と云ふが如き割合を定めねばならぬことであるから。此の規定を設けたのであらうと思はれる。

第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

- 一 犯罪行爲ヲ組成シタル物
- 二 犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物
- 三 犯罪行爲ヨリ生ジ又ハ之ニ因リテ得タル物

沒收ハ其物犯人以外ニ屬セザルトキニ限ル

(註)此の條項は、沒收に關することを規定したるものである。即ち左に記載したる物は、法律上これを沒收することが出来る。

- 一、犯罪の行爲を組成したるところの物。
- 二、罪を犯す行爲に供したるものと、又はこれを供せんとしたる物。例へば強盜をなすとき、良民を威嚇せんとして携へ行ける抜刀若くは短銃のごときを云ふのである。又供せんとしたるものとは、即ち前例に於いて、強盜をなさんとして、抜刀若くは短銃を携へて、いづれの家宅へか侵入せんとして徘徊なし居る場合のごときは、此の供せんとする物となるものである。又他の例を引いて云へば、人を殺すに用ゐたるの刀劍のごときは、即ち犯罪行爲に供したるものである。されば、人を殺すの目的を以て、購求して來た刀劍が、大に錆を生じ、とても殺すことが出来ぬから、これを銳利ならしむるがために、砥石掛げて、これを研ぎたるごときは、其の砥石は、犯罪行爲に供したる物と云はるゝか。是は犯罪行爲に供したる物とは云へない、何となれば、間接

には犯罪行為に供したるが如くなくとも、直接に用ゐたるは、刀剣を鋭利ならしむるもので、人を殺すがためではない。又犯罪行為に供したる物の中には、不動産、即ち土地、家屋のごとき物は、含んで居らぬと云ふ人もあるが、是れは大なる誤である。何となれば不動産といへども、犯罪行為に供することを得る場合あるからである。

三、罪を犯すの行為より生じ、又はこれがために得たる物は、没収することゝしてある。犯罪行為より生ずる物とは、盗人が竊取したる物品を賣却して得たる金銭のごときも、所謂贓物其の物とは違ふ。又犯罪に因りて得たる物とは、竊盜が盗みて得たる物即ち金銭物品のごときものを云ふのである。即ち犯罪行為より生ずる物は間接であるが犯罪に因りて得たる物は直接である。さて何故に此の物を没収するやと云ふに、犯罪の用に供したる物を没収するに二つの理由がある。一は、犯人に苦痛を感せしむるがためにして、一は危険を避くるがためである。此の犯人の所有物を没収するは、即ち其の犯人の所有權を剝奪するものであるから、犯人たるものが、苦痛を感せねばならぬのである。是れ其の第一の理由で、犯人の所有物なるときに限りて、これを没

收する所以である。

犯罪行為より生じ、又はこれに因りて得たる物を没収せざるときは、犯人が再び其の物を用ゐて、罪を犯す恐ないとは限られない。故にこれを没収して、再び罪を犯すことを防ぐもので、是れが第二の理由である。

さて、茲に一の注意を要することがある。此の犯罪行為より生じ、又はこれに因りて得たる物の中には、法令に於いて所有を禁じてある物は、更に含んで居らぬことである。此の物は、吾人の所有し得べからざるものなるが故に、犯人には所有權のないものである。故にたとひこれを没収するも、毫も犯人に苦痛を感せしむること能はず。又犯人の所有にあらざるが故に、其の没収すべきものなることを犯人に向つて宣告するが出来ぬ。是れ法令に於いて禁止したる物を含んで居らぬと云ふ所以である。

さて、何故に、犯罪行為より生じ、又はこれに因りて得たる物を没収するやと云ふに、其の理由は、不正の利得、即ち犯罪其のものより利得を得せしめぬことにあるのである。然れどもこれを没収するに就いては、必ず或る條件を要するものである。若し犯

罪行為より生じ、又はこれに因りて得たる物が、法令に於いて所有を禁止せられてある物である。これを如何にすべきや、此の場合に於いては、これを所有禁止の物として没収すべく、犯罪行為より生じ、又はこれに因りて得たる物として没収すべきものではない。故に犯罪行為より生じ、又はこれに因りて得たる物件として、これを没収するには、犯罪其の者より不正の利益を得せしめざる主意でなければならぬ。

第二項。此の項には、没収すべき物の所有者のことを規定したるもので、没収すべき物は、其の所有者が、犯人以外の者に屬せざることに限るのである。即ち犯人の所有に屬するか、又は、其の所有者の不分明にして、誰人なるかを詳かにすること能はざる時に限つてある。

さて、没収は、何故に犯人の所有に係るときのみならず、これをなすべきやと云ふに、是れには二つの理由が、明かにある。先づ例を引いて云へば、犯罪の用に供したる物件を没収するは、犯人に苦痛を感せしむると、社會の危険を防ぐとにあるので、若し其の物が、他人の所有に係るときは、これを没収すといへども、犯人は、毫も苦痛を感じな

いであらう。又他人に返還するものであるから、犯人がこれを以て、再び罪を犯すところの危険がない。譬に夫ればかりではない、犯人のために、其の關係なき他人を刑するがごとくなりて、甚だ不都合である。若し強いて他人を刑するにあらざるときは、其の物を刑するがごときものとなりて、頗る奇怪と云はねばならぬ。若し又これに反對にて、其の所有主なしと假定するときは、これを没収せずして、依然犯人の手に在らしむれば、社會の危険を防ぐことが出来ないであらう。是れ其の所有主なき、又は、犯人の所有に係るか、若くは其の所有主の不分明なるときにのみ限りて没収するのである。

又犯人に不正の利得、即ち罪を犯して、罪其の者より利益あるが如きことなからしむるがためである。若し其の物が、他人の所有物なるときは、其の所有主に返還するが故に、犯人に不正の利益を得せしむる恐はない。若し強いて之れをしも没収すべしとするときは、前に述ぶるが如く、罪に關係なき他人に、刑を科するか、又は物に刑罰を加ふるの奇觀を呈するに至るであらう。是れ即ち其の物が、所有主なきと若くは所有主の、不分明なるとき、又は犯人の所有に係るときのみ限り、没収すべきものと定めたる所以

である。

第二十條

拘留又は科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ没收スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ没收ハ此限ニ在ラス

(註) 拘留又は科料のみに該る罪は、事態もとより輕微なるものなれば、此の種の罪の犯人に對して、常に没收の例を適用するの必要はないのである。故に此の條項に於いては、特別に規定したるものなければ、没收を科せざることを明定したるものであらうと思はれる。然れども、唯、法律に於いて所有すべからずと禁止したる物に就いての没收は、其の物の性質上、寧ろ行政處分に屬すべきもので、罪の輕重とは、何等直接の關係を有せざるものである。是又拘留又は科料のみに該る罪に就いても、例外として没收を科することを得せしめたる所以である。

第二十一條

未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得

(註) 裁判の確定せざる前に拘留せられたる日數は、場合によりては、其の全日數又は其の一部分の日數は、本刑に算入することが出来る。

第三章 期間計算

(註) 此の第三章の各條にては、刑法上に於ける總ての期間計算法を規定したるものである。期間とは、刑期の計算は勿論、時効のとき、すべて期間にかゝるものをいふもので、たとへば一年の懲役に處せられたるものは、何時より始まりて何時に終るかど云ふ其の間は、即ち期間である。又他の例を引いて云へば、刑法に、一日とあるは二十四時一月とは三十日と云へるが如きものである。其の詳細なることは、以下各條の下に説明することとする。

第二十二條 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス

(註) 月を以て刑期を定むるには、曆に従ふのである。然れども、年の二月のときは二十八日、若くは閏年のときは二十九日なることがある、又三十日若くは三十一日なる

ことがある。故に其の平均を得ざるべく、同一の事件にして甲は一ヶ月の刑期なれども三十日、乙は同期なれども二十九日若くは三十一日と云ふが如き結果を生ずることがある。されど法律は曆に従ふと定めてある。

又一年と云ふは、何故に曆に従ふべきものとしたるや、これも日月と同じく、一定して三百六十五日としたる方が宜しきにあらずやと云はるゝ人もあらんが、是は、一應道理なることである。と云ふ理由は、同じく一年にても、三百六十五日の年もある、又三百六十六日の年もある、故に一日の差違あるがごとくであるが、刑を受けたるものよりこれを観るときは、僅の差異であつて、法律の上より観るときは、大に簡便なるものである、故にこの簡便なるによりて一年は、曆に従ふべきものであると規定したるものと思はれる。

第二十三條

刑間ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

拘禁セラレタル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス

(註)この條項は、刑期の起算點を規定したる條項であつて、二項より成立つて居る。

第一項。刑期の計算をなすには、裁判確定したる日よりするものであると規定した。此の明文を設けられたるもの、精神を見るに、一方には、裁判確定後にあらざれば、刑を執行せざることを示し、他の一方には、上訴によりて萬一の僥倖を射んとする害弊を防がんとするより出でたるものである。舊時に依るときは、檢事が上訴すれば、常に刑期は、前判宣告の日より起算し、犯人が上訴して、其の上訴正當なるときも亦、前判宣告の日より起算すること、定めらるゝを以て、縱令檢事が上訴して、前判決は不當となるも、犯人は、却て其の刑期について、不當の利益を受くることとなり、犯人の上訴したる場合に於ても、僅に手續に於いて、少しく瑕躰のあるがために、其の上訴が、正當のものとなり、其の間に於ける未決勾留の期間は、時としては刑期を超過することないでもない。其の犯人は、刑の宣告を受けたるに拘はらず、全く其の執行を免るゝことがある。或ひは少なくとも、未決勾留の日數を、刑期に算入するがために、大に其の執行日數を減殺せられ、従つて不當の利益を受くるに至るを以て、舊法時代にあつては、犯人の上訴は、其の數益や多きを加へ、僥倖を萬一に期し、以て苦役を免れやうとする弊害

を生じたりとのことである。改正法にては、此の弊を矯正せんとして、此くのごとくに定められたものと思はれる。

第二項。拘禁せられざる日数はたとひ、裁判確定後にも、刑期に算入せざるものと規定してある。例へば保釋によりて、拘禁せられざる日数のときは、この刑期に算入せられざるものとするが如くである。

第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス時効期間ノ初日亦同シ

放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

(註)此の條項は、受刑及び時効の初日並に放免の期日について、これを刑期に算入するや否やの事を規定せられたるものである。

第一項。受刑の初日、即ち刑に期する初めの日は、たとひ一時間若くは二時にても、これを全一日として、刑期中に計算するものである。又、時効の期間を計算するにも、其の初日は、これと同じことである。

第二項。刑に服したるものを放免するに、其の刑期の終りたる翌日に於いて、これを行ふものであると規定してある。

第四章 刑ノ執行猶豫

(註)罪を犯したるものは、必ずこれを罰するは、報復主義を採用する刑法の題目にして、この報復主義を執る刑法は、既に數百年前の遺物である。蓋し一國の刑法を設けて、犯罪を訴追し、これに刑を科するは、其の目的は、刑にありやと云ふに、社會の秩序を維持するにあるのである。秩序の維持について必要なる限度以外に、犯人を苦痛せしめんとするのではない。即ち有らゆる總ての犯人を必罰するにあらずして、秩序の維持上罰せねばならぬ犯人のみを罰するにあるのである。所謂初犯の刑期の短き囚徒のときは、其の罪跡の重要なるものあるではない、又は其の犯罪の情狀の憎むべきものあるではない。是等は、多くは一時の慾情に誘惑せられて、終に其の刑律を犯すに至りたるものである。一旦其の犯罪を行ひ終りて、その事の既に發覺するや、自から改悛の念慮に驅られて、其の良心も亦其の生平に復するものである。然るにこの時に當りて、なほ法禁を

犯したるものにして、違背すべからざるものありとして、これに法律が定めたる刑を宣告し、其の刑を執行せしめんとするのは、秩序の維持に何等の効益もあるまい、況して刑辟に觸るゝことは、人生至大の汚辱である、若し一旦この大汚辱を受けて、これをしも忍ばざるべからざるものとすれば、抑も何の汚辱かこれを受くることを、忍ぶべからざらん。罰する必要な犯人に、其の刑を執行せしむるは、更に他の犯行を敢てする野蠻の勇氣を助長するに外ならざるに於いてをや。況してや監獄といふもの、多くは是れ犯罪を研究する學校のどき過ぎずして、一日入監するときは、一日犯罪の術を講究するがどききものである。罰する必要な犯人に、刑を執行せしむるは、更に良き教師の下に指導教授せられて、其の犯罪の術を巧妙ならしむるに外ならざるに於いてをや。即ち短期刑を宣告すべき初犯の囚人に對し、特殊の恩典を付與する所の法制は、先づ北米合衆國に創まり、漸次各國に傳播して、學者の視聽を動かし、遂に白耳義、佛蘭西などに於いて、法律として其の制規を見るに至つたのである。

即ち此の刑法に於いては、刑の執行猶豫制を繼受し、短期の自由刑に處せられたるもの

に限り、一定の條件を付して、一時其の刑の執行を猶豫することを得せしめたものである。この法制に依るときは、一方に於いては犯人を罰して、毫も恕するところなく、一方に於いては、其の刑の執行を猶濫して、犯人をして善良に遷らしむるを以て、犯罪必罰の法理の適用を、必要なる限度に止めたるものと謂はねばならぬ。例に依りて、以下各條の下に説くこととする。

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケ

タルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内
其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

- 一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
- 二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

(註)此の條項は、二年以下の禁錮又は六月以下の懲役の言渡を受けたるものに對しては、

其の前の經歷の如何に依りては、或ひは其の刑の執行を猶豫することを得る旨を規定したるものである。而して其の前の經歷に關しては、犯人が、直前の十年内に於いて死刑、懲役又は禁錮の刑に處せられざることを必要とするのである。

この條項に於いて、禁錮または懲役のみの執行を猶豫し、比較上輕き罰金について、この方法を取らざりしものは、一見怪しむべきが如く思はるゝが、是は立法者に於いて、大に其の理由のあるものであつて、茲に一言せねばならぬのである。罰金の言渡を受けたるものは、監獄に出入することなければ、監獄に於いて、幾多の惡漢等と、もに雜居することはない。故に犯罪を行ふことについて、其の習性を養成する恐もなく、従つて自暴自棄の念を發し、遂に罪を累ねて犯すがごとき結果を生ずることはないからである。乃ちこの條規に依るときは、左に記載したるものが、一年以下の禁錮、又は六ヶ月以下の懲役に處すべき言渡を受けたる時は、其の犯罪の情狀に依り、裁判確定の日より二年以上、五年以下の期間内、其の刑の執行を猶豫することを得るものである。

一、前に禁錮以上の刑に處せられたることなき者。

二、前に禁錮以上の刑に處せられたることあるも、既に其の刑の執行を終り、又は其の執行の免除を得たる日より、七ケ年以内に禁錮以上の刑に處せられたることなき者。以上二號の規定に依るときは、第一號にあつては、前に禁錮以上の刑に處せられたることなきものにわらざれば、此の恩典を與へざることの趣旨を明確にしたるもので、第二號に於いては、其の例外を認めたるものである。縦令前に禁錮以上の刑に處せられたるものと雖も、其の執行を終り、又は其の執行の免除を得たる日より、十ケ年以内に更に禁錮以上の刑に處せられたることなきものにも亦、此の恩典を與ふること、したのである。此の除外例を設けたる所以のものは、畢竟十年の長き間、其の素行を慎みたるものならば、最初より罪を犯さざるものと同一に視ても、何等の差支へないこと云へる意味に外ならぬのである。

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スベシ

一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

(註)此の條項は、執行猶豫の取消に關する規定であつて、其の取消の原因は、左に記載する三個の場合である。

一、刑の執行を猶豫せられたるものが、其の猶豫の期間内に、更に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられたるとき。

二、刑の執行猶豫の言渡前に犯したる他の罪について、禁錮以上の刑に處せられたるとき。

三、前に禁錮以上の刑に處せられたることあるも、其の執行を終り、又は其の執行の免除を得たる日より十年以内に、禁錮以上の刑に處せられたることなき者を除くの外、猶豫の言渡前、他の罪について、禁錮以上の刑に處せられたることの發覺したる場合。

以上三個の原因の其一ある場合に於いては、裁判所は、猶豫の言渡を取消すべきものとする。何となれば、是等の犯人に對しては、其の刑の執行を猶豫する必要がないからである。

第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ通過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ

(註)此の條項は、刑の執行猶豫の効力を規定したるものである。即ち刑の執行を猶豫せられたるもの、其の言渡を取消することなくして、猶豫の期間を經過したるときは、其の刑の執行は、永久までも効力なきものとなるのである。蓋し刑の執行の猶豫の効力に關する法制としては二種ある。一は、刑の言渡の効力を消滅せしむるもので、一は、刑の執行のみを免除するものである。前既に述べたるが如く、罰金刑について、執行を猶豫せられざるものである。若し猶豫の効力として、刑の言渡の効力を消滅せしむること、なせば、比較的重き懲役又は禁錮に處せられたるものは、全然無垢の人たることを得る機會を有するに拘はらず、比較的輕き罰金に處せられたるものは、何れの場合と雖

も、其の言渡の効力を消滅せしめて、全然無垢の人たるに途なきものとなるものである。誠に絶大の無理と云はねばならぬ。此の故に此の刑法にては、刑の執行猶豫の法制を認め、其の効力を制限して、無理に陥ることを避けてあると思はれる。

第五章 假出獄

第二十八條 懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

(註)此の條項は、假出獄についてのことを規定したるものである。即ち懲役または禁錮に處せられたるものが、其の非を悔いて、改悛の狀のあらはるゝときは、有期の刑に就いては、其の刑期の三分の一、例へば十二年の刑期なれば四年、又無期刑に就いては、十年を過ぐるときは、行政上の處分を以て、假に出獄を許すことを得るものである。

第二十九條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得

- 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 假出獄前他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ

其刑ノ執行ヲナスヘキコト

四 假出獄取締規則ニ違反シタルトキ

假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

(註)此の條項は、假出獄の處分を取消すことを得る場合を規定したるものであつて、第一項の規定は、左の各とくである。

- 一、假出獄中に於いて、更に罪を犯し、罰金以上の刑に處せられたるとき。
- 二、假出獄の前に犯したる外の罪について、罰金以上の刑に處せられたるとき。
- 三、假出獄の前に、他の罪について、罰金以上の刑に處せられたるものにして、これがために其の刑の執行をなすべきものなるとき。

四、假出獄取締規則に違背したるとき。

以上四個の一に該る場合に於いては、假出獄の處分を取消すべきものである。

第二項。假出獄の處分を取消したるときは、其の出獄中にかゝる日數は、これを刑期の中に算入せざることをしてある。

第三十條 拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得

罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置セラレタル者亦同シ

(註)此の條項は、拘留又は換刑留置に處せられたるものに與ふる一種の恩典である。第一項。拘留の言渡を受けたるものに對しては、前述の刑の執行猶豫のごとき複雑なる規定に依らずして、何時にても行政の處分を以て、假に出場を許さるゝことを得るものとしたのである。

第二項。罰金または科料を完納すること能はざるがために、留置せられたるものに對し

ても、前項と同じく行政の處分を以て、其の刑の執行を免除すべきものと規定せられたるものである。

さて、何故に本條の規定を設けられたるか云ふに、此の刑法に於いて、前既に禁錮及び懲役に就いて、刑の執行の猶豫にかゝる恩典を附與したるを以て、比較上輕き拘留にも亦一種の恩典を附與せねば、權衡を失するから、茲にこれを設けて規定せられたるものであらうと思はれる。

第六章 時効

(註)時効とは、舊刑法にある期滿免除と云ふこと、同じ意義で、毫も異なつた所はない。即ち法律に定めたる或る一定の期限を経過したるならば、其の刑の執行の免除を得ることである。即ち死刑の言渡を受けて、其の裁判確定したる後、三十年を経たるも、其の刑の執行を受けざるものは、時効に因りて、執行を免除することを得るが如き一例である。

さて、刑法は、何故に罪囚を此のごとく取扱ふべき規定を設けたるか云ふに、刑を

執行する必要がないからのことである。罪状が、既に歲月と、もに消散し、世の人々は、これを忘れてしまふこととなる。たとひ全く忘れざるにもせよ、犯罪當時に於ける程の記憶はない。故に刑を執行する必要がなからう。若し夫れ舊惡を思ひ出で、これに刑を執行するがごときことならば、却て社會の治安を被るに至るであらう。而して犯人が、此の執行を免れつゝある間にも、風が戸を撲つても、捕縛に來たのではなからうかと疑ふほどで、其の心を安んぜざることは、實に非常なものである。此くのごとく戦々競々として居るのである故、刑の執行を受けつゝあるよりも、心身ともに勞して居るから、是等のものに對して、刑法は、特に此の時効を設けて、刑の執行の免除を與ふこととしたのである。

第三十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

(註)此の條項は、時効に因りて、刑の種類を問はず執行の免除を得るのである。

第三十二條 時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス

- 一 死刑ハ三十年
 - 二 無期ノ懲役又ハ錮禁ハ二十年
 - 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、三年未滿ハ五年
 - 四 罰金ハ三年
 - 五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年
- (註)此の條項は、時効の期間を規定したる條規である。即ち時効は、刑の言渡が確定したる後、左に列記せる期間内、其の刑の執行を受けざる時は、刑の執行の免除を受けるものである。
- 一、死刑の裁判確定したる後三十年。
 - 二、無期の懲役または禁錮は二十年。
 - 三、有期の懲役または禁錮は、其の刑期の長短によりて、左の三種に區別してある。
 - ア、十年以上は十五年。

る、三年以上は十年。
は、三年未満は五年。

四、罰金は三年。

五、拘留、科料、沒收は一年。

第三十三條 時効ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

(註)時効は、不法に刑の執行を免れたるもの、ために、これを設けたるものである。故に正當に其の執行を免れたる日數のごときは、これを時効の期間内に算入することを得ざるものである。故に刑の執行の猶豫若くは其の停止又は假出獄中の日數は、これを時効の期間内に、算入せざるものであるとの事を明確にしたる條項である。

第三十四條 時効ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中斷ス
罰金、科料及ヒ沒收ノ時効ハ執行行為ヲナシタルニ因リ之ヲ中斷ス

(〇) の條項は、刑の時効の中斷の規定である。

第一項。時効期間中に於いて、其の犯人を逮捕したるときは、其の時効期間は、これがために中斷するものである。即ち是れまで不法に免れ居りたる月日は、すべて無効に歸するのである。

第二項。罰金、科料及び沒收即ち財産を徵收すべき刑の時効の中斷方法を明定したる規定である。是等の刑は、若し其の全數を分つて、數回に分納せしめやうとすれば、未だ其の完納せざる前に、既に時効が成就する恐あるを以て。是等の場合には、時効は、刑の執行の行為によりて中斷せられ、従つて時効は、常に最後の執行行為より更に其の進行を始むべきものであるとの事を明かに規定したものである。

第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

(註)本章には、犯罪の成立せざるもの即ち罪となりざる場合と、刑を減輕し、若くはこれを免除する場合とについて、規定したるものである。其の詳細の事は、以下各條の下に説明する。

第三十五條 法令又は正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セス

(註) 法律命令の規定に因るか、又は、正當の業務に因りて、爲したる行爲は、其の如何を問はず、これを罰せざることを規定したるものである。例へば警察官のごときものが、豫審判事の令狀に依り、拘留狀を執行したる場合のごとき、其の職務を以て爲したる所爲が、罪とならざることは、職務を實行したるからである。職務の實行なるが故に、たとひ其の所爲が如何にもせよ、職務自體に於いては正當なるものである。此のごとき正當なるものである故、假令法律に於いて没すべき罪柄でも、直ちに不正と云ふことが出来ぬ。其の不正にあらざるものは、これを罰することの出来ぬは、もとより至當のことである。

第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又は他人ノ權利ヲ防衛スル爲

己ムコトヲ得ザルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス
防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

(註) 此の條項は、危急防衛の規定である。而して二項より成立つて居る。

第一項。急迫不正の侵害に對して、自分と他人とに論なく、其の權利を防衛するがために、己むことを得ずして行ひたる所以に就いては、これを沒せざることをしてある。例へば此に強盜の侵入せらるありて拔刀を携へ、威嚇して金品を強請し、これを出さざるときは、斬殺すべしと言ふが如き場合に、自己又は他人の生命、身體、財産などの權利を防ぎ衛るがために、其の強盜を斬殺するがときは、是れ己むことを得ざるに出でたる行爲なれば、これをせ罰ざるが如き例である。

第二項。前項に於いて引きたる例の強盜が、自己の生命の危きを覺知したので、到底敵すべからざるものと悟つて、逃げ出した。然るにこれを追ひ掛けて、賊の背部より斬りつけたる場合のごときは、權利を防衛するがために必要なる程度を超えて居るものである。故に此の場合に於いては、前項のごとき罰せざることはならぬ。然れども他の場合に於けるとは、大に其の趣が異なつて居るから、情狀に依りては、其の刑を減輕または免除することを得るのである。何となれば、賊は、既に遁逃したれば、もはや權利に

侵害を加へらるゝ恐はないのであるが、其餘威に乗じて、程度を超えたるものであるから、特に此の項を規定したるものである。

第三十七條

自己又は他人ノ生命、身體、自由若シクハ財産ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ其行爲ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前條ノ規定ハ業務上特別ニ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

(註)第一項。自分又は他人の生命、身體、自由、若くは財産に對して、現に危難に遭遇しつゝあるために、これを救はんとして行ひたる行爲にして、已むことを得ざるに出でたるものなるときは、其の行爲より生じたる害が、其の避けんとしたる害の程度を超えざる場合に限りて、其の行爲を罰しないのである。若し其の程度を超えたるものであれば、其の情狀によりて、其の刑を減輕することを得るものとしてある。

第二項。前項の規定は、業務上に於いて、特別の義務あるものには、これを適用せざるものとしてある。即ち巡查のごとき、又警部のごとき、或ひは憲兵のごとき、是等は皆直接に、人の生命、身體、自由及び財産を保護する職務上の義務あるものであるから、特に此の項目の規定を設けたのである。

第三十八條

罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ス

(註)此の條項は、犯意なきものを罰せざるとし、法律を知らざるの故を以て、犯意なしとすべからざるこの事を規定したるものである。

第一項。罪を犯す意なくして爲したる行爲は、其の如何を問はず、これを罰せざることである。但し法律に特別の規定ある場合は、やはり罰せらるゝことがある。例へば門前に木石を横たへて置いたが、人これに躓き倒れこれがために、大負傷をなし、遂に原因

となりて死亡したる場合のとき、もとより人を負傷せしめんと意ありしにあらざる。故に是等の行爲は、法律にて罰せざることをしてある。

第二項。法律に此のときも罰するといふことあるを知らぬが故に、これを行ふたものであるとして、罪を犯したる意がないと云ふことは出来ぬ。然れども、其の情狀に依りては、其の刑を減輕することは出来るのである。

第三十九條

心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セズ

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

(註)此の條項は、精神の障礙に因るか若くは其の耗弱に因る行爲についての規定である。第一項。精神の障礙に因りて爲せる行爲は、これを罰せざるものである。例へば發狂者のごとき、又は一時逆上して精神の錯亂したるものごときは、其の行爲の如何に拘らず、本心より起りたるものにあらずれば、これを罰せざることをしてある。然れども其の情狀に因りては、これを一室内に押込めて置くがとき處分を命ずることが出来る。是は、若し再び此のごとき危険を人に醸さしめては、社會の安全を保つことが出来ぬ

から、此の但書の規定を設けたものである。

然れば泥酔して前後の辨別なきまでに至りたるものが、爲したる行爲のごときは、是れ亦本條に依りて、これを罰せざるかといふに、罰せざるものである。

さて、此にある精神の障礙とは、人類固有の識別心、即ち物事の是非善惡を判別する能力の全く無きものを云ふので、類別して云ふときは、先づその五種であらう。

一、白痴即ち生れながらにして、識別心の發育なき者。

二、瘋癲即ち識別心の發育せざりしにあらざると雖も、或る原因のために、これを喪失したる者。

三、ソムナムビユリシニ之を譯せば、夢狂とも云ふべきものにして、睡眠中に或る所爲を行ふ者。

四、モノマニー之を譯せば、偏狂とも云ふべく、或る一事に就いてのみ知覺を喪失する者

五、泥酔即ち酒量を過てして飲みたるがために、一時精神の錯亂して、前後の識別なき

に至る者

先づ右等の類であらうと思はれる。

第二項。精神の發達が十分なるもの、爲したる行爲は、これを罰するも、其の刑を減輕するのである。是は、前項の精神障礙に比して、比較的輕き精神障礙の状況に在る者の行爲を云ふのである。

第四十條 瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

(註)瘖啞者とは、口語ること能はず、耳聞くこと能はざるものである。其の瘖啞者は、もとより常識を備ふる人と異なりて、完全なる人とは謂はれない。故に此の者に爲したる行爲に就いては、これを罰せざることもあれば、又場合に依つては、其の刑を減輕することゝしてある。然れば如何なるものを罰して、如何なるものに向つて減輕するやと云ふに、其は裁判官の認定にあることで、此には明言は出來ぬ。然れども今日にあつては、盲啞學校のごときものもありて、瘖啞者教育の方法も備はり、普通の智識を得る便宜ありて、瘖啞者たりといへども、多少犯罪の責任を辨ずるものがある故に、是等の犯

罪者を罰する必要がないといはれない。故に瘖啞者の精神の状況に因り、其の發達が、常人に近きものは、これを罰すと雖も、尙は完全なる人と謂ふことが出來ぬ故に、一般に其の刑を減輕し、全く責任を辨せざるものは、これを罰せざることゝなしたるものであらう。

第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

(註)十四歳に滿たざる者が、爲したる行爲については、これを罰せざるものと規定してある。

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

告訴ヲ待テ論スヘキ罪ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同

(註)此の條項は、自首減輕のことを規定したるものである。第一項。罪を犯したりといへども、未だ其の犯人の誰たることが、官に發覺せざる前に

官に向つて自ら其の犯罪の事を申出でたるものは、其の刑を減輕することを得るのである。

さて、何故に自首減輕を設けたりやと云ふに、左の五個の理由に基くのである。

- 一、無辜を罪するの患を防ぐに利ある事。
 - 二、無用の費用を節減すること。
 - 三、吾人に安心を與ふること。
 - 四、犯人が刑罰を免るゝの患なきこと。
 - 五、犯人に、前非を悔い、其の行爲の非なることを悟るの念を起さしむるに利あること。
- 即ち此の五個の利益あるからである。この事は、別に説明するまでもなく、自から判然するであらう。

斯くて自首者に減刑を與ふるには、左の條件を要するものにして、本文の解釋であるがこれを左に説明する。

- 一、事未だ官に發覺せざる前にあることを要す。

事未だ官に發覺せざる前とは、犯人の誰たることを知ること能はざる前を云ふものにして、其の犯罪事件の既に發覺したる否とは、更に問ふ所ではない。故に犯罪事件のありし後、其の被害者が、未だ其の事を覺知せざる前にありてもよいのである。而して其の發覺とは、官署又は被害者に於いて、犯人の誰たることを知ること云ふのである。

- 二、官に自首することを要す。

茲に官とあるは、告訴、告發を受理する權利ある官署を云ふものである。故に此の權利なき官署に自首すといへども、毫も自首の効力がない。故に檢事、警察官若くは檢事局、警察官署に向つて自首せねばならぬのである。又親告罪に就いては、告訴權を有するものに首服したるときは、此の官に自首したると同一の効力なるものである。是は、本條第二項 規定であるから、其の處に説明しやう。

第二項。告訴あるにあらざれば、其の罪を論ぜざる事件に就いては、其の告訴すべき權利を有するものに、其の犯人たることを首服したるときは、官に自首したるものと同じ

ことである。

第八章 未遂罪

(註)未遂罪とは、或る罪を犯さんとして未だ其の事を遂げざるものを云ふのである。例へば茲に甲者ありて、乙者を殺さんとなし、短銃を携へて、これを其の通路に要したりしが、警察官の偶然來たりしによりて逃走した。此の場合に於いては、未だ犯罪の實行に着手したのではない故に、これを未遂犯とは云へない。即ち唯豫備の所爲であるまでである。若し此の場合に於いて、乙者に向つて、將に發射せんとしたりしが、他人のため妨げられて、其の事を行ふこと能はざりし場合のときは、即ち未遂犯と云ふべきものである。

第四十三條 犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得自己ノ思義ニ因リ之ヲ止メタル時ハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

(註)此の條項は、未遂罪は減輕又は免除すべきことを規定したるものである。即ち前に述べたるがごとく、犯罪の實行に着手したりといへども、其の事を遂げざるものは、其の刑を減輕することを得るのである。但し犯罪の實行に着手したりとも、自分の意志によりて、其の事を止めたるときは、其の未だ遂げざりしものに比ぶれば、甚だ輕いものであるから、其の刑を減輕することもあれば、又全く免除することもある。是れ自分の意思によりて、其の犯罪の實行を中止したるときと雖も、尙ほ未遂罪として之れを罰するときは、或ひは犯罪の實行に着手したるものは、決してこれを中止することなく、常に遂げ行はんとするの恐ないにも限らぬから、この但書を設けたる所以である。

第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

(註)未遂罪は、いづれの罪にも、其の刑を科するやと云ふに、決して左様ではない。罰する罪と、罰せざる罪とがあるもので、其の罪する場合に於いては、各本條に於いてこれを定めること、規定してある。

第九章 併合罪

(註)本章は併合罪についての規定を網羅したのである。併合罪とは、二罪以上の犯罪を云ふので、舊法の數罪俱發とは、其の名こそ異なれ、其の實は、同じきことである。然

れども、是れまでの數罪俱發では、其の内の一の重きによりて處斷したものでありしが、併合罪では、一罪ごとに併科主義を採り、罪ごとに其の刑を科するを原則としてある。但し死刑又は無期刑に該る罪と他の罪と、併發するときは、事實上各罪に就いて各其の刑を併科し得べからざるものなれば、此の場合に於いては、例外として、一の重き刑を科することとしてある。又有期の自由刑について、各罪ごとに一の刑を科することゝすれば、遂には其の刑期が、數十年の長きに至る虞あるものなれば、此の場合にも亦例外として、制限を定めて併科することゝ規定してある。なほ其の詳細なることは、以下各條項の下に説明することゝする。

第四十五條 確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止タ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス

(註)此の條項は、併合罪として處斷すべき場合を示したるものにして、權定裁判に至らざる數罪を以て、併合罪とするのである。例へば茲に詐欺取財、竊盜、強盜の三罪を犯

したるものが、逮捕せられて審問の上、此の三罪について、未だ裁判確定したるものなきときは、即ちこの三罪を併合罪として處斷すべきものである。然れども若し此の三罪の内にて、或る罪について、確定裁判ありたるときは、唯だ其の罪と、其の裁判確定前に犯したる罪とを以て、これを併合罪とするのである。

第四十六條 併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス可キトキハ他ノ刑ヲ科セス但沒收ハ此限ニ在ラス

其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科セス但罰金、科料及ヒ沒收ハ此限ニ在ラス

(註)此の條項は、前既に併合罪の章に於いて講述したるが如く、例外の場合を規定したるものである。

第一項。併合罪の中には、其の或る一罪に付き、死刑に處すべきときは、其の他の刑はこれを科せざるものである。是は、死刑に勝るの極刑なく、この上、如何に刑を科すべしへども、つるまる處は、やはり死刑であるからのである。但し沒收は、これを科

するのである。

第二項。併合罪の中に於いて、其の一罪に就いて、無期の懲役又は禁錮に處すべきときも亦、他の刑を科せざることを規定したのである。是れ亦此の上に、刑の科し様がない故のことである。但し罰金、科料、沒收は、これを併科するのである。罰金、科料及び沒收は、共に被告人の財産より徴收するものなれば、是れ亦併科するに差支へないからである。

第四十七條

併合罪中二個以上ノ有七ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得ス

(註)此の條項は、二個以上の有期の懲役又は禁錮を科すべき場合を定めたるものにして、本章の首に説きたるが如く、制限併科の主義を執りたるものにて、其の制限の程度を此に規定したるものである。即ち併合罪の中にて、最も重き罪に對する刑の長期に、其の

半分を加へたるものを以て、併合罪に對する刑の長期となすを原則となしたるものにて、例へば五罪ある中にて、其の最も重き罪の長期を十年とすれば、其の半分即ち五年を加へて十五年としこれを併合罪の長期とするのである。然れども併合罪の中に就きて、一の最も重き罪に對する刑と、他の罪の刑を加ふるときは、其の重き刑に、これが半數を加へたるものより長きときは、但書の規定によりて、併合罪の刑期は、其の罪ごとの長期を加へたるものに超過することを得ざるものである。是れ此くの如く規定せざるべきは、却て制限併科の趣旨に反し、各刑を併科したるよりも、重き刑を科するに至るべきを以ての故である。

第四十八條

罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場合ハ此限ニアラス

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

(註)此の刑法に於いては、刑の性質上併科し得べきものは、成るべくこれを併科する主

義であれば、罰金のごときは、他の刑と併科することを原則としてある。然れども第五十七條第一項のごとく、死刑を科すべき場合のみは、これを例外としてある。是れ本條第二項の規定である。

第二項。二個以上の罰金を科すべき時は、各罪に就きて、定めたる處の罰金の合算額以上を於いて、これを處斷することを規定したるものである。此の規定も亦、併科主義を取りたるもので、即ち各罪に就いて、定めたる罰金の範圍内に於いて、處斷したる罰金額を合算するも、各罪に就き定めたる罰金額を合算したる範圍内に於いて、其の罪を處斷するも、理に於いては少しも異なる所はない。但罰金刑の範圍が廣くして、自由にこれを酌量し得る便宜を存するの優つて居るのみである。

第四十九條 併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルトキハ之ヲ附加スルコトヲ得
二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

(註)此の條項は、併合罪に關する附加刑の規定である。

第一項。併合罪の中に於いて、其の最も重き刑に附加刑なしといへども、他の罪に沒收あるときは、これを沒收することを得るものである。

第二項。二個以上の沒收ある場合の規定にして、沒收は公權剝奪及び監視と異なりて、特に或る物を沒收するの必要あるものなれば、常にこれを併科することを規定したるものである。

第五十條 併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トアルトキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

(註)此の條項は、併合罪の中にて、既に裁判を経たる罪と、未だ裁判を経ざるの罪あるときは、更に裁判を経ざる罪について、これを處斷することを規定したるものである。而して其の執行の方法は、次の條に規定してある。

第五十一條 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行ス可キトキハ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金、科料及ヒ沒收ヲ

除ク外他ノ刑ヲ執行セス有刑ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ユルコトヲ得ス

(註)此の條項は、併合罪について、二個以上の裁判ありたる場合の規定である。

第二項は、併合罪についで、二個以上の裁判ありたるときは、其の刑を併せて執行するものであるとの規定である。但し死刑を執行すべきものなるときは、沒收を除く外、他の刑については、これを執行せざるものである。無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料、沒收を除く外は、他の刑を執行せざるものである。また有期の懲役又は禁錮の執行は、其の最も重キ罪について、定めたるどころの刑の長期に、其の半數を加へたるものに超ゆることを得ざるものである。

第五十二條 併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受ケサル罪ニ付キ刑ヲ定ム

(註)此の條項は、併合について、處斷せられたるものが、併合罪の中の或る罪に就いて、

大赦を受けたる場合に於ける規定である。大赦は、前既に詳細に講述したるが如く、其の効力として罪についての裁判の効力を消滅せしむるものなれば、大赦を受けざる罪について、更に獨立に、一の刑を科する必要がある。故に大赦を受けざるどころの罪に付き、別に刑を科することゝなしたるものである。

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

(註)此の條項は、拘留又は科料は、他の刑と總てこれを併科することを規定したるものである。

第一項。拘留または科料と、他の刑と併發したるときは、ともにこれを併せ科するものである。但し第五十七條の場合は、此の限にあらざるものとしてある。

第二項。二個以上の拘留または科料は、ともにこれを併せ科するものである。

第五十四條 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若シク

ハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルルトキハ其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

(註)此の條項は、學說に所謂想像上の數罪得發と稱する場合及び相牽連する犯罪に關する規定である。

第一項。一つの行爲にして數個の罪名に觸る、場合及び或る罪が、他の罪の手段若くは結果に過ぎざる場合にありては、其の罪名の中にて、最も重き刑を科することなし、特に一罪の重きに吸收するところの主義を執りたるものである。

第二項。二個以上の沒收なるときは、ともにこれを科するものであるとこのとき規定したるものである。

第五十五條 連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ルルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス

(註)此の條項は、所謂連續犯と稱する場合の規定である。即ち連續したる數個の行爲に

して、其の罪名が、同一のものなるときは、一罪として之れを處斷するものでありとこのことを規定したるものである。

連續犯とは、例を以て云へば、今日貨幣を偽造し、明日も亦これを偽造するがときも之を云ふので、此の所爲は、意思の繼續するものなれども、犯罪たる行爲の間斷なく繼續するものでない。故にこれを繼續犯とは云へない。

今連續犯と繼續犯とを別つがために、繼續犯の如何なるものなるかを講述することとする。繼續犯は、如何に永く其の犯行が續くにもせよ、一個の所爲たるに過ぎない。又其繼續犯は、犯罪行爲の終局の日より公訴時効の期間を起算するものである。

第十章 累犯

(註)本章は、累犯にかゝる規定を網羅したる條項である。さて、累犯とは、讀んで字のごとく、再び三たびも罪を犯すことを云ふ。されど、刑法にては、或る年限内に再び罪を犯すにあらざれば、これを累犯として罰せざることをしてある。

第五十六條 懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリ

タル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキハ之ヲ再犯トス

懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタル者其執行ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若シクハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキ亦同シ

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處ス可キ罪アリタルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看做ス

(註)此の條項は、懲役に處せられたる者、執行を終り、又は其の免除ありたる日より五年以内に、更に有期懲役に該る罪を犯したる場合は、更に有期懲役に該る罪を犯したるときは、これを再犯とするのである。されば、五年以上を経たるときは再犯例を適用せざるかと云ふに、實に其の通りである。而して再犯例を適用すべき期限については、或いは初犯の誠判確定なり起算して、若干年となす立法例がありといへども、此の刑法にては、裁判の確定のみにて、未だ犯人の再犯を防ぐに足るべき實行なきものとし、其の裁判の執行を終るか、若くは其の裁判の執行の免除を受け、十分に裁判の實行を生じ得べしと認むべき時期あり起算するごとし、其の期間を五年としたるものならんと思はるのである。

第二項。懲役に該る罪と、同質の罪によりて、死刑に處せられたるもの、其の執行の免除ありたる日より、又は減刑により、懲役に減輕せられ、其の執行を終り、若くは執行の免除ありたる日より、五年の期間内に、更に有期懲役に該る罪を犯したるときも亦、これを再犯とするのである。損も本條第一項に於いては、初犯は、懲役に限るとはいへども、懲役に該る罪と、同質の罪によりて死刑に處せられ、其の執行の免除を得たるもの、若くは死刑より懲役に減輕せられたるものに就いては、なほ一層これが再犯につい

て、加重すべき必要がある。此を以て是等のものが、本條第一項に規定せる五年以下の期間内に、更に有期懲役に該る罪を犯せば、これに再犯例を適用せぬばならぬ。是れ此の第二刑の規定ある所以である。

第三項。併合罪について處断せられたるもの、其の併合罪の中、懲役に該る罪ありたるときは、其の罪最も、重きものにあらざといへども、再犯例の適用に就いては、懲役に處せられたるものと看做すのである。是れ併科主義を採用したる結果、最も重き刑又は特別刑を科するを以て、再犯例の適用上、必須の規定である。

第五十七條 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス

(註)再犯の刑は、其の罪について定めたる懲役の長期の二倍以下と規定したるものである。

第五十八條 裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム

懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス

(註)此の條項は、裁判確定後といへども、犯罪者たることを發見したるときは、適法の加重をなすべき旨の規定である。

第一項。裁判確定したる後、其の犯人が、犯罪者たることを發見したるときは、此の刑法の規定に従ひて、加重すべき罪を定むるのである。若し裁判の當時に於いて、犯罪者たることを發見せられずして、裁判確定後にこれを發見すといへども、其の刑期は、これを加重し得べからざるものとするときは、犯人は、其の誠判の時に當りて、争ふて其の再犯者たることを隠し、萬一を僥倖せんことを企つであらう、是れ一旦誠判を受けたる後といへども、再犯者たることを發見するに至れば、更に其の刑を加重することを規定したるものである。

第二項。懲役の執行を終り、又は其の執行の免除ありたるものに付いては、たとひ再犯者たることを發見すといへども、其の刑を加重すべきものではないとの規定である。

第五十九條 再犯以上ノ者ト雖モ再犯ノ例ニ同シ

(註)三犯以上のものといへども、仍は再犯と同じく、其の刑を加重すべきものにして、特別に加重すべきものではない。是れ此の刑法にては、再犯の場合に、十分の加重をなし得るの範圍を説けたるを以ての故である。

第十一章 共犯

(註)本章に於いては、共犯即ち二人以上のものが共同して罪を犯したるときに適用すべき規定を網羅したるものなり、其の詳細なるは、以下各條の下に於いて之れを解くべし。

第六十條 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

(註)本條、（註）本條、（註）本條 について其の定義を下したる條項なり、二人以上のものが、共同して現在其の罪を犯したるものは、みな之れを正犯となすべきものなり、然れども此に一の注意すべきは、二人以上のものが現に罪を犯したるにあらざれば、之れを正犯となすべからざることを是れなり。

第六十一條 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ正犯ニ準ス

教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ

(註)本條は、教唆罪を犯したるものは、正犯に準じて所斷すべきものないこのことを規定したる條項なり、即ち他人に對し、或る犯罪をなさしめたるものは正犯として之れを所斷すべきものとせり、例へば此に甲者ありて、乙者に向ひ、汝もし丙者を殺すことを得ば汝に報ゆさに千金を以てせんといへりしかば、乙者は甲者の教唆に乗じて、丙者を殺したる場合のごとき即ち其の一例なり、又甲者が常に乙者に遺恨ありて、之れを殺害せんと企て居るも、乙者自ら其の身を護ることの嚴重にして、甲者は到注自から手を下すこと能はざるを以て、種々に其の殺害の方法を考究し、自己の友人なる丙者に向つて曰く、乙者は足下に對して氣害を加へんとせり、依つて先んじて之れを殺害せざるごときは、遂に乙者のために殺害せらるゝの患あるべければ、速に之れを實行すべしと、丙者即ち之れを信じて、遂に乙者を殺害したる場合に於けるがごときは、是れ教唆に出で、其の教唆に乗じて以て、罪を犯したるものなれば、甲者は本條に照して、教唆罪に處せらるゝものなれば、此の甲者を以て、正犯に準じて刑罰を加へらるゝものなるが如し。

さて正犯に教唆罪については、特に注意を要するものあり、左に之れを解説すべし。正犯とは、犯罪を講成せしめたるものを云ふ、而して此の犯罪には、無意犯を除くの外、罪を犯すの決意を實行の所爲ありとし、もし一人にして自ら之れを企て、且つ自から行ひたるときは、是れ其の犯罪の原因者にして之れを正犯とするに、毫も疑を容れざるものなり、然れども其の犯罪を企てたるものと、之れが實行をなしたるものとの間には、各々相異なる場合あるべし、而して其の犯罪を企てたるものは、正犯に相違なしといへども、之れを無形上の正犯と云ふ、之れが實行をなしたるものは、是れ有形上の正犯と云ふ、是れ前者は精神的に出で、後者は動作的に出でたるものなるを以ての故なり、例へば甲者あり、乙を殺害せんとして之れが發意をなし、丙者は、甲者の發意に従つて、之れを實行したるときは、此の場合に於いて、甲者は、無形上の正犯にして、丙者は有形上の正犯なるがごとき即ち是れなり。

されば前述のごとく無形上の正犯ありとすれば、これを如何に解して然るべきや、無形上の正犯とは、内部の原因者を指すものにして、即ち自ら犯罪を企て、以て他人をして

其の實行をなさしめたるものを云ふ、即ち本條に所謂

他人を教唆して重罪を犯さしめたるものは正犯に準ず

と、されば何故に之れを以て、正犯に準じて處断するやと云ふに、是れ教唆者は、犯罪構成の原因者、即ち犯罪の決心を惹起せしめ、且つ之れを實行せしめたるものなればなり、故に正犯に準じて處断するには、其の教唆者には左の條件なかるべからず。

(甲)人を教唆して罪を犯さんとのことを決心せしめたること。

(乙)教唆せられたるものが、其の教唆に乗じて、重罪を犯したること。

以上の二條件にして具備するにあらざれば、正犯に準じて處断することを得ざるなり、其の然る所以のものは之れを左に説述せん。

抑も人を教唆するには、其の方法も種々ありて、もとより一定したるものにあらざるなり、脅迫を以てするあり、贈與を以てするあり、威權を以てするありて其の類多々あるべし、然れども、之れを要するに、たとひ其の方法の如何を問はず、罪を犯さんことを決心せしむれば、以て足れりとすべし。

夫れ然り、然れども、尙ほ此に最も注意を要するもの五個あり、之れを區別すれば左のごとし。

一人、をして罪を犯さしめんとするの意思ありて、以て之れを教唆したるものなることを要す、何となれば此の意思の存せざる時は、犯罪の原因者たる内部の素を具へたるものと云ふことを得ざるが故なり、故に例へば人もし其の知友に向つて、足下若し能ふべくんば、此の社會に現存するところの悪人を残らず殺すことを得ば、實に國家に對して忠實なるものなりと言ひたりしときは、人を教唆したるものと云ふべからざるなり。

然れども是れもとより一の原則を説明したるまでのことにして、もし其の教唆者に人をして罪を犯さしめんとするの意思なきときは、如何なる場合といへども、之れを以て教唆者となすことを得ずと云ふにあらず、例へば戲に婦人に向つて、貴女もし裸體となり陰部を露出して、公道を通行したるなれば、我は其の賞として萬金を與へん、と契約したる場合のごとき、即ち其の然るものなり、是等のものに對して教唆罪ありとする

る所以のものは、犯罪の原因者とするに足ればなり。

二、教唆者及び實行者に於いて、共に利益を有するを以て、一般の場合とするも、敢て然る制限をなすべきものにあらず。故に實行者のみが利益を受くる場合、または教唆者のみ利益を受くる場合といへども教唆ありとするには、何の妨か之れあらん。

三、脅迫又は威權を以て、人を教唆する場合に於いては無形の經制の度に達せざることを要するなり。其の然る所以は、無形の強制の度に達したるときは、其の實行者は犯罪人にあらざればなり。是れ本法の明示するところなり。

四、教唆の方法については、罪を犯さんことの決心をなさしむるに足るだけの力あることを要す。故にたとへば甲者ありて、乙者に對し、足下もし彼の有名なる劍道の達人何某を段することを得ば、予は足下を以て天下無二の英雄豪傑なりと評せん、と云ひしときのごときは、多くは人を教唆したるものと云ふことを得ざるべし。

五、人をして罪を犯さんと決心せしめたることを要す、甲者ありて、乙者を殺害せんとするの意思を有したりしも、未だ其の決心をなすに至らざりしが、丙者が、是非決行すべ

して、種々に教唆したるによりて、斷然之れを殺害すべしと決定せり、又甲者が、乙者を殺害せんと決心したるも、之れが機會なきがために、未だ曾て實行せず、然るに丙者ありて、甲者に向つて乙者を殺害すべしと教唆したり、此の第一の場合に於いては、丙者を以て教唆者なりと云ふことを得べしといへども、第二の場合に於いては決して否らず、何となれば丙者が教唆せざりし前に於いて、既に乙者を殺害すべしとの決心をなしたるものなるが故に、丙者は人を教唆して罪を犯さんと決心せしめたるものと云ふことを得べからざるものなればなり。

即ち此の五個に區別することを得べし。

又前陳したる(乙)の場合、即ち教唆せられたるを以て、其の教唆に乗じて重罪を犯したることについて、之れを説明せんに、人を教唆して犯罪たるべきの所爲を行はんと決心せしめたるのみにては、之れを以て未だ無形上の正犯となすことを得ざるなり、必ずや其の實害のこれに伴隨するものなかるべからざるなり、而して此に注意すべきもの四個あり之れを左に解説すべし

一、從犯の教唆は、教唆に乗じてたるもの、即ち從犯者が從犯の豫備をなしたるを以て足れりとせず、正犯が既に犯罪に着手したることを要すべし。

二、教唆に乗じてたるものが、犯罪の實行に着手したるときは、着手未遂または實行缺敏犯たるるときと雖も、教唆者は、敢て其の罪なきものにあらざるなり、其の然る所以のものは、教唆に乗じて行ひし所爲は、即ち教唆者の共に爲したる所爲なりと看做すべきものなればなり。

三、教唆に乗じて重罪を犯さざるるときといへども、其の教唆者を罰する場合あり、公然の演説を以て、重罪を犯すべきことを教唆したるときのごとき、即ち其の一例なり。

四、犯罪の實行者が、法律上にありては、無責任のものたるるときといへども、其の教唆に乗じて行ひたる所爲の重罪あるときは、教唆者にありては其の罪を免るゝものにあらず何となれば、實行者の無責任なるは、其の所爲の罪たらざるに原因するにあらずして、能力の如何に依るものなれば、實行者がたとひ無能力なりといへども、其の所爲たるや、重罪なるが故に、教唆者は人を教唆して、重罪を犯さしめたるものと云ふ

ことを得なければなり、而して其の實行者の死去したる場合といへども、亦みな同じきものとす。

若し又教唆者にありて、人を教唆して重罪を犯さしめんとしたるも、中途にして其の意思を止めたるときは、教唆者に對しては如何に之れが刑を科すべきや、これを知悉せしめんには、二個に區分して解説するの了解し易きものなれば、左に分解すべし。

第一 被教唆者が未だ犯罪となるべき所爲を實行せざりし時

被教唆者が未だ犯罪を實行せざる以前に於いて、之れが實行を中止し、以て其の被教唆者に通知したるときは、其の罪なきや當然なり。

第二 被教唆者が、既に犯罪たるの所爲を實行したる時。

此の第二の場合に於いては、之れを二個に區分して説くべし。

(一) 教唆者が、被教唆者に向つて、其の實行を中止すべきことを通知したりしが、これに應せずして其の實行をなしたる場合。

此の場合に於いては、被教唆者即ち實行者に於いて、獨り其の責任あるものにして、教

唆者に於いては、毫も責任なし、何となれば教唆者は、其原因となるべきの教唆を中止したるものにして、教唆の資格を消滅せしめたるものなればなり。

(二) 教唆者が被唆者に向つて、其の實行を中止すべき旨の通知をなしたるも、其の通知を受くる前に於いて既に實行したる場合。

此の場合に於いては、教唆者及び被教唆者ともに其の責を免がるべからざるなり、何となれば、たとひ中止の通知をなしたりといへども、前に教唆したればこそ其の教唆に乗じて、所爲を實行したるものなれば、之が中止をなしたるも、寸毫の效力なければなり。

第六十二條 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス

(註釋) 本條は罪を犯すものを幫助したるものを從犯として罰すべきことを規定したる條項なり、即ち重罪を犯すものありて、其の犯罪を幫助したるものにして、從つて其の幫助のために、犯罪の實行を容易ならしめたるものは、之れを從犯として正犯の刑に照し其の刑より減輕して之れを罰すべしとせり。

さて従犯とは、正犯を幫助する方法の如何を問はずして、苟も自己任意に、犯罪を幫助したるものを總稱すべきがごとしといへども、刑法に於いて罰するところの従犯は斯く廣大なるものにあらざるがごとし、犯罪を幫助し、實行を容易ならしむるとは、重罪を犯すことを知つて、之れに器具を給與し、又は之れを誘導指示し、其の外豫備の所爲を以て、正犯を幫助し、其の犯罪の實行を容易ならしめたるものを云ふ、故に従犯たるには、左の五個の要素なかるべからざるものなり。

第一 正犯者あることを要す

従犯は、獨行し得らるべきものにあらざり、必ずや其の罪源を正犯に受くるものなるが故に、苟も其の正犯とすべきものなからざるべからざるなり、否らざれば決して従犯なるものあることなし、故に

(甲) 正犯にして大赦を受け、爲めに罰を受けざるものとなりたる時は、従犯は、當然其の所罰を免がるものなり。

(乙) 然れども正犯者は、敢て既遂なることを要せざるなり、故に着手未遂犯又は實行り。 缺効犯の場合に於いても、其の従犯は、決して其の刑を免がるものにあらざるなり。

之れを要するに、従犯なるものは、正犯あるにあらざれば、決して存在せざるものなり

第二 正犯の所爲は必ず重罪たるべきことを要す
 正犯の所爲たるや、必ず重罪ならざるべからざるを以て、輕罪には、従犯なるものあることなし、是れ輕罪は、其の所犯たるや、頗る輕微にして之れを罰するの必要なければなるべし。

然れども過失失殺傷及失火のごときは、等しく重罪なりといへども、無意犯なるがゆゑに、従犯なるものあることなし。

第三 重罪を犯すことを知つて之れを幫助したるものあることを要す
 従犯たるには、重罪を犯すことを知つて、之れが幫助をなしたるものなることを要するものにして、もし其の重罪を犯すことを知らずして之れを幫助したるものごときはこれを従犯となすことを得ざるものとす。

第四 従犯の所爲が正犯の所爲の用をなしたるものなることを要す
たとひ正犯者が、其の幫助を受けたるものにもせよ、正犯者の用をなさざりしときは、
これを以て従犯となすことを得ざるなり。

第五 幫助する方法を要す

従犯者が、正犯者を幫助するには、如何なることを以てするや、其の方法も亦種々なる
べしといへども、其一例を擧ぐるときは、般人罪を犯さんことを知り、銃槍刀劍のごと
きものを與へたるがごとく、其の罪を犯すに必要な器具を供與したるものを云ふ、又
竊盜を犯さんとするものなることを知つて、其の忍び入らんとする家の門前に導き、最
も入りやすき部分を教示するが如く、其の他豫備の所爲をなしたるがごとく、いづれも
之れを幫助するものと云ふべし。

従犯は、犯罪前決心後に之れあるものにして、犯罪後に従犯なるものあることなし、其
の犯罪後に従犯なき所以のものは、一は本條の明文に「重罪を犯すことを知つて」云々
とあるによりて知るべく、一は既に成立の終はりたる犯罪を容易ならしむるは、實際に

於いては爲す能はざることなればなり。

第二項は、従犯を教唆して準ず、犯罪をなさしめたるものは、従犯に準じて、其の刑を
科するなり。

第六十三條 従犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

(註)本條は、従犯の刑を定められたり。即ち従犯の刑は、正犯の刑に照して、之れを減
軽すべきことを規定せられたるものなり。

第六十四條 拘留又ハ科料ノミニ處ス可キ罪ノ教唆者及ヒ従犯ハ特別
ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス

(註)拘留又は科料のみに處すべき罪を教唆したるときに、其の教唆者及び従犯は、いづ
れも其の罪の輕微なるとのれば、特別の規定あるにあらざれば、之れを罰せざるなり。

第六十五條 犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行爲ニ加功シタルトキ
ハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科

ス
 (註解)本條は、犯人の身分によりて構成すべき罪の共犯者について規定したる條項なり
 即ち犯罪人の身分によりて構成すべき罪を、共に犯したるものなるときは、其の共に犯
 したるものが、其の身分のなきものといへども、仍は共犯者を以て刑罰を加ふるなり、
 然れども其の身分の如何によりて、刑に輕さと重きとの別あるときは、其の身分なきも
 のには、通常の刑を科するものなり。

第十二章 酌量減輕

(註)本章は、酌量減輕についての規定を網羅したるものなり、酌量減輕とは、犯罪の
 情狀の憫諒すべきものゝこととされなり、尙ほ詳細は、以下各條の下に於いて解説すべ
 し。

第六十六條

トヲ得

犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコ

(註)罪を犯したるところの情狀が、憫諒すべきものあるときは、酌量して其の刑を減輕

することを得るものと規定せり、抑も罪を犯すの原因、即ち犯因に至つては種々様々に
 して一様ならざるべし、或ひは憎むべきものあり、或ひは感むべきものあり、或ひは怒
 るべく、或ひは悲しむべく、到底一定の刑期を以て満足すべきものにあらざるなり、故
 に法律にては長短の兩期を定めたりといへども、而もなほ罪を刑と、其の權衡を失する
 ものなきにあらざるを保せず、是れ此に此の酌量減輕なるものゝ規定ある所以なり、而
 して酌量減輕は、其の犯したるところの罪の情狀憫諒すべきものあるに於いては、其の
 重罪たるを輕罪なるを問はず、これを減輕せらるゝものとす、而して又法律に於いて
 本刑を加重し、又は減輕すべきものなるに於いても、等しくこれを適用すべきもの
 なり、然れども此の酌量減輕なるものは、之れを與ふると否とは裁判官の權内に属する
 ものにして、他人の左右し得べきものにあらざるなり、今一例を以て之れを示さんに、
 茲に赤貧の一家あり、父母ともに病に臥し、幼者之れが看護の任にあたりしが、もとよ
 り醫藥を侷むるの資力なし、子は之れを悲しみ、何とかして回復を得さしめたと思ひ
 び母の病氣を思ふの厚きより、不圖不良の心を起して、某家に忍入り、若干金を盜取り

しかば、之れを以て、醬藥の料に供せり、後其の犯罪發覺して刑に處せられんか、其の犯罪の所爲たるや、法律の禁ずるところを犯したるものなれば、たとひ父母を思ふの厚きに出でたるにもせよ、之れに刑罰を當行せざるべからざるなり、然れども其の犯情の憫諒すべきものあれば之れに酌量減輕を行ふがごとし。

第六十七條 法律ニ依り刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ尙ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

(註)本條は、法律に於いて、刑を加重し、又は減刑すべきものといへども、是等に拘はらず、仍は酌量して其の刑を減輕すべきことを規定したるものなり、例へば此に放蕩無頼の男子あり、其の弟之れを諫むれども聽かず、父母を苦しめ、親弟を憂へしめ、果は父母を虐待して毫も憚らず、是これを忍ぶ法はずして以爲く、此の兄を生かし置いては父母の苦を見るに忍びずとなし、遂に一刀の下に斬殺せり、然るに其の尊屬親を殺害したるものなれば、法律に依れば、其の刑を加重すべきなり、故に之れを加重し、更に其の犯情の憫諒すべきものあるを以て、之れを減輕するが如し。又其の他法律上減輕すべきものにて、此の酌量減輕を行ふことありとす。

第十三章 加減例

(註)本章に於いては、刑を加へ若くは減輕すべきについて、其の例を規定したる條項を網羅せり、其の詳細は、以下各條の下に於いて説くべし。

第六十八條 法律ニ依り刑ヲ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル

- 一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若シクハ禁錮トス
- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス
- 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減輕ス
- 四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減輕ス

五 拘留ヲ輕減ス可キトキハ其長刑ノ二分ノ一ヲ減ス
 六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス

(註)本條は、酌量減輕について其の減輕例を規定したる條項なり、其の減輕すべきもの一個又は數個の原由のあるときは、左に記載の例にしたがひて、之れを減輕するものとなしたり。

一、死刑を減輕すべきものなるときは、無期または十年以上の懲役若しくは禁錮に處するものなり。

二、無期の懲役または禁錮を減輕すべきものなるときは、七年以上の懲役または禁錮に處するものなり。

三、有期の懲役または禁錮を減輕すべきものなるときは、其の期限の最も長き年月の三分の二即ち六年なるときは四年以下に處するものなり、然れども其の各本條に於いて特に長期の定めなくして短期の定めある場合に於いては、其の短期の三分の一を減じたるものを以て、其の短期とするなり、故に三年以上の刑に處すとあるがごとく、其

の長期の定めなきものは、其の三年の三分の一、即ち一年を減じて、其の殘期二年を以て其の短期となすがごとし。

四、罰金を減輕すべきときは、其の金額の二分の一を減するなり。

五、拘留を減輕すべきときは、其の長期に於ける二分の一を減するなり。

六、科料を減輕すべきは其の多額の二分の一を減するなり。

第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本條ニ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

(註)本條は、各本條に二個以上の刑名あるときに於ける其の適用方法を規定したるものなり、即ち刑を減輕す可き場合に於いて、其の各本條に、二個以上の刑名のある場合には、先づ適用すべきところの刑を定め、而して其の刑を減輕するものなり。

第七十條 懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル時間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス
 罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿サル金額ヲ剩ストキ亦同シ

(註)本條第一項は、懲役、禁錮又は拘を減輕するに因りて、一日に満たざる時間を剩すことあるべし。此の場合に於いては此の端數を除き棄つるものとす。

第二項は、罰金又は料金を減輕するに因りて、或ひは一錢に満たざる、例へば五厘とか六厘とかの端數を生ずることあるべければ、此の端數は、除き棄てらるゝものとせり。

第七十一條 酌量減輕ヲナス可キトキ亦第六十八條及前條ノ例ニ依ル

(註)酌量減輕をなすによりて、一日に満たざる端數一錢に満たざる端數の生ずるときは、前條の例によりて、之れを除棄するものとす。

第七十二條 同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ左ノ順序ニ依ル

- 一 再犯加重
- 二 法律上ノ減輕
- 三 併合罪ノ加重
- 四 酌量減輕

(註)本條は、同時に刑を加重及減輕すべき場合に於ける順序を規定せられたるものなり。

第二編 罪

(註)本編は、之れを罪と題し、各種の犯罪について、其の罪の名を規定せしものなり、以下各條の下に於いて、之れを解説すべし。

第一章 皇室ニ對スル罪

(註)本章に於いて、皇室に對する罪と題し、天皇、皇后、皇太子、皇太孫、皇族、山陵等に對する罪について、其の規定を網羅したるものなり、其の詳細は以下各條の下に於いてこれを説くべし。

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

(註)本條は、天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫に對しての罪について、其の刑を規定したる條項なり。

此に危害を加へたるものとは、其の手段方法の如何を問はず、現に危害を加へたるもの

を云ひ、加へんとしたるものとは、犯罪の決心をなしたるより、着手未遂に至るまでの間のものを云ふ、故に、危害を加へんとしたるものが、之れが定案豫備をなしたるもの、其の事を行いて未だ遂げざるもの等を包含するものなり。

さて本條に、危害を加へたるもの、又は加へんとしたるものを同じく死刑に處すとしたるは如何なる理由に因れるや、現に加へたるものと、加へんとしたるものとは、其の間に於いて、甚だしき懸隔あるにあらずや、然るに今之れを同刑に處するは如何と云ふに是は一言せざるべからざるものあり、抑も是等の罪を犯すものは、極惡無道の最も甚だしきものにして、其の危害を加へたるものと、未だ加へざるものとは同一の刑に處するは、其の加害の點が同一なるものを以ての故にあらず、今之れを法理上より論ずるときは、其の危害を加へたるものは、未だ加へざるものよりも重き刑に處せざるべからず、而して其の未だ加へざるものは、既に危害を加へたるものよりも、輕き刑に處するを以て至當とするなり、然るに此に本條に、二者ともに死刑に處すとしたるものは、ともに之れを死刑に處するを以て相當となしたるものにあらず、死刑より外に重き刑な

きが故なるを以てなり、故に若し死刑よりも尙ほ重き刑あらんには、其の危害を加へたるものは、其の重き刑に處し、未だ危害を加へざるものを以て、死刑に處すべきを以て當然となすべし、然れども死刑は極刑にして、是れより重き刑なければ、二者ともに此の極刑なる死刑に處すべしと規定したる所以なり、是れ二者の間輕重なきものとして同刑に處したるものにあらざるなり。

さて以上解説の中に於いて、決心より着手未遂に至る云々、定案、豫備云々と云ひたりしが、今之れを左に説明して聊か參考に資せん。

第一 發意

發意とは、發意即ち或る罪を犯さんとするの意思を云ふ、例へば甲者あり、乙者を遺恨の結んで解けざるものあり、爲めに之れを殺害せんと欲するがとき、是れ即ち疑意なるものなり。

第二 決心

決心とは、罪を犯さんとするの意思を決定したるものを云ふ、例へば第一の例の場合に於いて、いよく乙者を殺害せんとの心を定めたるを云ふ、而して此の決心は、發意より一段進みたるものにして、第二着歩に現出すべきものなり。

第三 定案

定案とは、罪を犯すことの方法を定むるを云ふ、而して決心あり又一段進みたるものなり、右の例に依るときは、甲者が、乙者を殺害せんと決心したりしが、如何なる手段を以て、これを實行すべきやとの考へをなし、遂に刀刃を以て、之れを斬殺せんことを決したるもの、如き、即ち是なり。

第四 豫備

豫備とは、俗に所謂したごしらえにして、右の例に於けるごとく、いよく刀刃を以て殺害の器となさんことを欲し、之れを磨ぎ上げ、直に鞘を拂はるべきの準備をなすものにして、之れを要するに犯罪實行の準備に外ならず、而して此に注意すべきものは、豫備は定案より一段進みたるものにして、外部に發表したるものなり、何となれば以上

第三までのものは、みな意思の動作に過ぎざれども、豫備は、之れを外部に發表したるものなればなり。

第五 着手

着手とは、犯罪の實行に取掛るものと云ふ、右の例に依るときは、甲者が、乙者の背部に刀刃を差向け、將にこれを一撃の下に殺さんとするが如き、即ち是れなり。

第六 實行

實行とは、以上の順序を経來りて、犯罪たるの所爲を行ひたるものを云ふ、右の例に依るときは、甲者が、刀刃を以て、乙者を斬りたるがごとき、即ち是れなり、然れども此の場合に於いては、其の死生の分らざるものなり。

第七 既遂

既遂とは、犯罪の目的を達したるものを云ふ、右の例に依るときは、甲者が、乙者を斬殺せんと欲し、之れを實行したりしが、遂に其の目的を達して、之れを斬殺したることを云ふ。

以上説述したるもの、如く、犯罪は、概ね其の順序を経て成立するものなり、然れども、如何なる場合に於いても、犯罪には以上の段階あるものにあらず、中には定案より決心に至る場合もあるべし、又定案、豫備のなき場合もあるべし、以上記述するところのものは、たゞ普通の犯罪に於ける順序を示したるに過ぎざるなり。

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

(註)本條は、不敬の所爲に對する刑罰を規定たるものあり。

第一項は、天皇、三后、皇太子、皇太孫に對して不敬の行爲あるものは、三月以上五年以下の懲役に處するなり、此に不敬の行爲とは、如何なることを云ふや、天皇、三后、皇太子、皇太孫に對して夫等の方々の地位に相當すべき威嚴尊榮を毀損するの所爲を云ふ、故に常人にあつては、誹毀侮辱の罪を構成せざるべきといへども、天皇、三后、皇太子、皇太孫に對しては、不敬の所爲なりとすること多々之れあるべし。

第二項は、神宮また皇陵に對して、不敬の行爲あるときといへども、亦本條第一項によりて三月以上五年以下の懲役に處するなり。

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

(註)本條は、皇族に對し、危害を加へ、若くは加へんとしたるものに對する刑罰を規定したり、即ち皇族に對して、危害を加へたるものは、之れを死刑に處し、又其の危害を加へんとしたるものは、之れを無期懲役に處するなり。

皇族とは、天皇、三后、皇太子、皇太孫を除く外、皇室の御方々なり。

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、皇族に對する不敵罪の刑罰を規定したるものなり。

第一項は、皇族の方に對して、不敵の行爲をなしたるものは、四年以下の懲役に處するなり。

第二章 内亂ニ關スル罪

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三 附加隨行シ其他單ニ暴動ニ于與シタル者ハ三年以上ノ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三條ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス

(註)本條は、政府顛覆、邦土僭竊、朝憲紊亂を目的として暴動をなしたるものに對する

刑罰を規定したるものなり。

第一項に於いては、政府を顛覆し、又は邦土を僭竊し、其他朝憲を亂すところの事を目的となし、以て暴動をなしたるものは、之れを如何に處罰すべきや左の區別に従つて之れを處斷するものなり。

一、暴動を起したるところの首魁は其の情狀によりて、死刑に處するもあるべく、又は無期の禁錮に處することもあるべし、何によりて此の區別の標準を立つるや、是は其の犯罪の情狀に因るものにして、一に裁判官が其の事實について、之れが輕重を處斷するものとす。

二、暴動を起すについて、其の議に與り、若くは暴動を起したる後、種々なる事の計畫に參與し、又は群衆の指揮をなしたるものは、無期または五年以上の禁錮に處し、其他諸般の職務、例へば糧食の運搬をなすの指揮をなし、若くは群衆を招集するの事に與りたるものゝときは、十年以下の禁錮に處するなり。

三、暴動の起りたるに附和し、之れに隨行して其の暴動に干與したるものは、五年以下

の禁錮に處するものとせり。

第二項は、本條に規定したる行為にして、其の未遂罪にかゝるものといへども、之れを罰するなり、と規定せり。

政府を顛覆するとは、如何なることを云ふや、是は現在の政體を變更するものを云ふ、故に山縣内閣を顛覆するとか、若くは伊藤内閣を破壊するとか云ふがごときものにあらざるなり。

邦土を僭竊するとは、日本帝國の或る部分を押領し、現政府の法律命令を奉せざるものを云ふ。

朝憲を紊亂するとは、正當の順序を踐まずして、憲法のごとき若くは、皇室典範のごときを、随意に變革することを云ふ。

さて朝憲を紊亂するの目的を以て、暴動を起したるものにあらざれば、本條の制裁を受けざるか、本條には政府を顛覆し、又は邦土を僭竊し、其他朝憲を紊亂することを目的とし、暴動をなしたるものとありて、政府顛覆、邦土、僭竊朝憲紊亂等の結果ありと

いへども、犯罪人に於いて、是等の事を以て、其の目的としたるにあらざるときは、之れを罰することを得ざるが如し、果して然るや、否や、曰く、犯罪人の目的の如何によりて、其の犯罪を區別すること能はざるはもとより當然たり、然れども犯罪人の目的を知ることを要するものなきにあらず、今一例を取つて、此に示さんに、他人の門戸を踰越して、其の室内に入りしが、未だ何事をもなさざるに先だつて發覺せられ以て、逮捕せられたりとせんか、此の場合に於いては、其の目的の如何によりて、或ひは家宅侵入罪となることあるべく、或ひは窃盜未遂罪となることあるべし、故に犯罪人が、其の目的とするところのものど雖も、全く其の罪と關係なきものなりと云ふを得ざるべし、況んや目的に關し、既に其の明文の存在するものあるに於いてをや、故にたとひ暴動を起すといへども、其の目的とするところのものにして、本條に明定したる外にあるときは、以て之れを内亂罪となすことを得ざるなり、然れども其の結果にして朝憲を紊亂するに至るものは、たとひ朝憲紊亂を目的とせずといふと雖も、多くは遁辭たるに過ぎざるべし。

本條規定のごとく、内亂に關する罪を制定するに、其の加効の程度によりて、其の處罰を異にしたるは、何等の理由に基くべきや、國事犯は、概ね幾百人の共犯者あるは其の常態にして、之れが犯罪の情狀亦大に相異なるものなるべし、或いは首魁となるものもあるべく、或ひは樞要の職務を掌るものもあるべく、或ひは附和隨行、眞に其の勢援を張るのみを勉めたるものもあるべし、而して是等の情狀の大に相異なるものあるに拘はらずして、いづれも之れを同一の刑に處するとせば、甚だしき不權衡を來し、罪刑其の宜しきを得ること能はざるべし、これによりて本條規定のごとく其の輕重を設けられたるものなり。

抑も内亂罪には、所謂既遂犯なるものあることなし、何となれば政體を變更し、朝憲を紊亂し、之れを遂げたる以上に於いては、犯罪人自ら其の主權者となるものなれば、之れに刑罰を當行することは、到底得べからざるものなればなり、故に内亂の罪については、未遂の時に於いて、之れに本刑を科するは、刑法上の原則なり、然れども本條第二項に、『本條の未遂罪は之を罰す』とあり、之れに依るときは、既遂未遂の區別あり、今之れを左に解説すべし。

一、政府を顛覆し、又は邦土を竊僭し、其の他朝憲を紊亂することを目的として暴動をなしたるものは、其の暴動を起したるを以て既遂となし、之れを起さんとして遂げざりしものを以て、未遂とす。

既遂未遂の區別をなすときは、以上のごとし、然らば即ち既遂の場合に於いては、之れを如何にすべきや、之れを學理上より論ずるときは、内亂罪に既遂犯あることなしといへども、我が刑法にては其のことなし、法律に於いて明かに禁止したるところのものに違背したるの所爲は、既遂にして犯人の目的を遂げたりしと否とは、之れを問ふの要なし、而して本條に、暴動をなしたるものとある以上は、其の朝憲紊亂の目的を達したると否とを問はず、暴動をなしたると同時に、之れを既遂犯となさざるべからざるなり、而して其の未遂罪といへども之れを罰するものは、其の危害の大なるものあればなり。

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

(註)本條は、内亂の豫備または陰謀をなしたるもの刑罰を當行するの規定なり、即ち政府を顛覆し、又は邦土を僭竊し、その他朝憲紊亂を目的として暴動をなすことの豫備をなし、又は陰謀をなしたるものについては、十年以下の禁錮に處するなり。

暴動の豫備又は陰謀を罰するは、本條の規定するところなりといへども、是等を罰するに當つても、首魁、謀識に參與し、又は群衆の指揮をなしたるもの、その他諸般の職務に従事したるもの等に區別せざるべからざるなり、然るに陰謀のごときは、僅に其の端緒に過ぎざるが故に、之れが區別をなすこと能はざる場合なきにあらず、もし此のごとき場合に際しては、之れを如何に處罰すべきや、是は裁判官に於いて其の事實を審理し以て其の區別の一に依らしむるの外、其の道なかるべし。

此に一の注意すべきは、暴動をなさんとするの豫備を罰することは是れなり、抑も豫備は未だ外部にあらはれたるものにして、決心、定案等のごとく、外部に顯れざるものにあらず、即ち一の所爲と云ひ得べきまで其の段階を進めたるものなり、然れども法律は、之れを罰せざるを以て、其の原則とせり、何となれば、良心のために、既に企圖せる犯

罪の實行を中止するの利益を圖るがために、社會未だ制裁を之れに加ふるの必要なことと依るものなればなり、若し夫れ豫備の所爲は、法律上必ずしも制裁を加へざるべからざるものとなさば、之れ恰も犯罪を實行せしめんことを勉むるものと云ふべし。

然れども此の原則あるに拘はらず、本條に於いて其の豫備の所爲を罰するものは、○外として是等の條文を設けたるものにして、其の理由は、事の重大にして社會に危険を及ぼすこと甚だしきものあればなり。

此に豫備を罰するの例外に似て非なるものなり、定規を増減變更したる度量衡を使用する罪のごとき、即ち是れなり、是等の犯罪を目して詐欺取財犯の豫備を罰するものと誤解すべからず、何となれば是等不正の度量衡を所有する所存は其のものを以て罪としたるものなればなり。

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

(註)本條は、暴動を起すものに、兵器、金員米穀を資給し、または其の他の行爲を以て、

暴動又は其の豫備、又は陰謀を幫助したるものは、七年以下の懲役に處すと規定せり。本條に規定したるものは、暴動の幫助をなしたるものに適用する條文にして、刀劍、銃砲のごとき、將た彈藥のごとき、又金員、物品、米穀のごときものを、暴動者に資給し、又は其の他行爲の如何なるを問はず、暴動者が暴動をなすべきことを幫助し、または暴動の豫備若くは其の陰謀を幫助したるものを云ふなり。

第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラザル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

(註)本條は、暴動の豫備をなし、又は其の陰謀をなしたりといへども、いまだ暴動を起さざる前に於いて、其の豫備又は陰謀のことを自首し出でたるものには、其の刑を免ずることを規定したり。

第三章 外患ニ關スル罪

(註)本章は外患にかゝる罪について、△の刑の適用を規定したる條文なり、其の詳細は、以下各條の下に就いて説くべし。

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與

シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

(註)本條は、外國に通謀して日本帝國に對して、戰端を開かしめ、または日本帝國が敵國として居る國に與して、日本帝國に抗敵したるものは、すべて之れを死刑に處すべきものと規定せり、例へば日本帝國の内情を或る外國に通じ、且つ謀計をも通じ、以て日本帝國に對して戰爭を開かしむるがごとく、又は日清戰役の際に於いて、清國は日本帝國の敵國なり、然るに其の敵國たる清國に與して、日本帝國に敵抗するがごとく場合に於いて、是等のものは、いづれも死刑に處せらるゝものなり。

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船、其他軍用ニ供スル場所又ハ建造物

ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物

ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス (註)本條は、軍用に關する土地、建物等を敵國に交付したるものは、死刑又は無期の懲役に處すべきことを規定したるものなり。

第一項は、日本帝國に所屬せるか、又は帝國が占用なし居るところの城塞、陣營、軍隊、港灣、軍艦、船舶など及び其の外、軍用上の土地若くは建物を、敵國に交付したるものは、之れを死刑に處すべきことを規定したり。

第二項は、大砲、鐵砲をはじめ、其の他の兵器、彈藥若くは多の外、直接に戰爭の用に供する物件を以て、これを敵國に交付したるものは、其の犯狀によりて、死刑に處せらるゝことあるべく、又は無期の懲役に處せらるゝことあるべしと。

さて此に一の注意すべきは、敵國なる語是れなり、敵國とは、本條にては、日本と或外國と戰端を開きたるときは、其の外國を指したるものにして、戰端を開きたりしより、平和克復に至るまでの間を云ふなり、故に平素に於いては、もとより敵國なるものあることなきは明かなり、されば平素にありて、是等の罪を犯したるときは、何によりて之れが處分をなすべきや、是は本章の關するところにあらず、別に解むるところの法規によりて處斷すべきものとす。

第八十二條

敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、

鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使用スルコ

ト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

(註)日本帝國の敵國に對して、其の敵國の利益を謀るがための目的を以て、日本帝國に所屬するか、又は屬せざるにもせよ、これが占用をなし居るところの城、塞、陣營、港灣、艦船、兵器、彈藥、汽車鐵道、電線及び其の外、軍用上の土地、建物を破壊し、または使用すること能はざるに至らしめたるものは、其の大小輕重の情狀によりて、死刑または無期の懲役に處することを得。

第八十四條

帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥其他直接ニ戰鬪ノ用ニ

供ス可キ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、我國の軍用に供せざるところの兵器、彈藥其他直接に戰鬪の用に供すべき物を敵國に交附したるものは、其の完備によりて無期又は三年以上の懲役に處すべしとの條項なり。

第八十五條

敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル者

ハ死刑又ハ無期若シクハ五年以上ノ懲役ニ處ス
軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

(註)本條は、間諜、軍事上の機密を敵國に漏泄したるものに科するの刑を規定したる條項にして、すべて三項より成れり。

第一項は、敵國のために間諜をなし、または敵國の間諜を幫助したるものは、其の犯情によりて無期または五年以上の懲役に處するなり、例へば此に日本帝國と某外國と開戦したりと假定せんか、此の場合に某外國より、日本帝國の軍備の如何等について、これを内偵せんことを欲し、我が邦人が、其の内偵の役を勤め、軍事上の機密を探る等のことをなし、又は某外國より日本帝國に入込しめて、其の内情を探り居るものありしが、之れに便宜を與へて幫助したるもの、如きは、即ち皆之れを間諜とするが如し
第二項は、外國と交戦中、軍事上の機密にかゝる事項を、敵國に漏らしたるものは、是れ亦前項同様、無期又は五年以上の懲役に處するなり、例へば何月何日、何處より兵幾萬を繰出して何處を攻めせしむるとか何處の砲臺には、幾門の大砲を据付けて、幾許の

彈藥を藏するとか、何處の砲臺は、何れの方面より、如何なる方法を以て、之れを攻むるときは、如何なる點までは破砕し得らるべし等のことは、すべて軍事上の機密なり。

第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

(註)此條より前に記載したる條文に規定したる以外の方法を以て、敵國に軍事上にかゝる利益を與へ、又は日本帝國の軍事上に於ける利益を害したるものは有期懲役に處するなり。

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)本條は、外患にかゝる罪の未遂罪は、これを罰すべきことを規定したる條項なり、即ち第八十一條より第八十六條に至るまで、此の六條に規定したる條項に關する罪にして、未遂なることをいへども、これを罰すべしとせり、凡そ是等の罪は、事、重大にして其の關するところの輕微にあらざるものなれば、たとひ未遂罪の場合といへども、

これを罰することゝなしたるものなり。

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、外患に關する罪の豫備または陰謀をなしたるものといへども、之れを罰すべきことを規定したるものなり、豫備とは前にも屢云へるがごとく、犯罪實行の準備にして、本來豫備の所爲は、之れを罰せざるを以て、刑法上の原則となしたりといへども、本章に規定せる外患罪のときは、事重大にして輕視すべからざるものあるを以て、之れに刑罰を當行することゝなしたるものなるべし。

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

(註)本章に規定したる外患に關する罪は、外國と戰爭中、日本帝國との同盟國に對する行爲についても之れを適用して處斷するなり。

同盟國とは、平時の條約國を云ふにあらず、交戰中は其の目的を同じくし、且つ敵國を均しくし、共に一體となりて交戰することを盟約したるところの邦國を云ふ、彼の二十

七八年の戰役に於いては、朝鮮國のために清國と戰ひたるものにして、清國と交戰中朝鮮と同盟の約を結びたるがとき、即ち其の一例なり。

故に同盟國に抗敵したるものは、本國に抗敵するものと異ならず、何となれば同盟國は本國と其の利害を共にし、運命を同じうするものなればなり、是れ本國に抗敵したるものと同刑に處すべきことを規定したる所以なり。

第四章 國交ニ關スル罪

(註)本章は、國交に關する罪と題し、國が交際をなすところのもの、即ち締盟國に對する罪を網羅したる規定なり、其の詳細なるは、以下各條の下に於いて之れを説くべし。

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

(註)本條は、締盟國の主主權に對する罪について其の刑罰を規定したる條項なり。

第一項は、日本帝國の領土内に滞在するところの締盟國の君主、即ち皇帝、國王または共和國の大統領に對して、暴行を加へたるものは、一年以上、十年以下の範圍内に於いて懲役に處するなり。

第二項は、締盟國の君主又は大統領に對して、侮辱の行爲をなしたるものは、三年以下の懲役に處するものとせり、然れども外國政府より其の告訴を提起するにあらざれば、其の罪を論ぜざるものなり、此に侮辱とあるは、其の君主または大統領に對して、形容若くは言辭を以て辱しめたるもの、とせり、即ち是れなりとす。

第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

(註)本條は、日本帝國内に派遣せられたる締盟國の使節に對する犯罪について、其の刑罰の適用方を規定したる條項なり、即ち日本帝國との締盟國なる使節にして、帝國へ派

遣せられたるものに對し暴行又は脅迫をなしたるものは、三年以下の懲役に處す、又侮辱の行爲をなしたるものは、一年以下の懲役に處するなり。此の犯罪については、被害者より告訴するを待つて、其の罪を論ずるものなり。故に被害者が、若しこれが告訴をなさざるときは、たとひ侮辱の行爲ありといへども、其の罪を論ずるにあらざるなり。

本條に使節とは、所謂外國公使を云ふものにして、公使館員及び領事のごときは、本條に包含せざること勿論なり、而して常に帝國内に在留するもの即ち駐劄なし居るところの公使は勿論、たとひ或る事件のために一時帝國に派遣せられたる使節のごときも、此の中に包含するや論なし、されば領事其他帝國に派遣せられたる外交官に對し、本條の犯罪あるも、本條によりて之れを罰せざるか、曰く固より然り、然らばもし是等の犯罪あるときは、何によりて之れを處分するや、是は別段の規定なきを以て、處分するの限にあらざるなり。

第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下

ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

(註)本條は、締結國の國旗、國章に對し、侮辱を加へたる行爲を罰する規定なり、即ち締盟國に對し、其の國に侮辱を加ふるの目的を以て、其の國の國旗、其の他の國章を破壊し、又は之れを汚損し、又は除去りたるものは二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處するなり、而して此の行爲については、其の外國政府の告訴を待つて、罪を論ずるものなれば、告訴を提起せられざる時は、其の罪を論ぜざるものなり、故に其の告訴あるとき、初めて之れを論ずるものとす、而して本條の犯罪については、侮辱を加ふるの目的なるものなかるべからざるなり、たとひ其の國旗國章を破壊、汚損または除去したるにもせよ、其の目的は、侮辱を加ふるの意になからざれば本條を適用することを得ざるや勿論なり。

國旗とは、國の旗にして、日本帝國に於ける日章旗のごときを云ひ、國章とは、一國の標章となるべきものにして、國旗を除くの外、國が制定して使用するところのものなり。

第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰鬪ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ

爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

(註)本條は、締盟國に對して、私に戰鬪をなすの目的を以て、豫備又は陰謀をなしたるものに科する刑を規定したるものなり、即ち締盟國に對し、私に戰鬪をなさんとするの目的に出で、其の戰鬪をなすの準備をなすか、または其の陰謀をなしたるものは、五年以下の禁錮に處すべしとせり、然れどもたとひ其の豫備又は陰謀をなしたりといへども、其の事を自首したるものは、其の刑を免することとせり。外國に對して私に戰鬪をなすの目的とは、其の一國主權者の命令を受けたるにあらざして擅に締盟國と戰爭をなすの目的に出づるものを云ふ、故にたとひ締盟國の一人と戰爭するがとき、其の戰爭の如何に激烈なるものといへども、之れを以て締盟國と戰爭したるものと云ふべからざるが如し。

第九十四條 外國交戰ノ際局外中立ニ關スル命令ニ背違シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、局外中立の命令に違背したるもの、刑罰を規定したる條項なり、即ち外國が交戦中に、帝國が、局外中立をなし、其の命令を發布したるに、これに違背したるものは、一年以下の禁錮または五圓以下の罰金に處するものとせり。

此に交戦とは、現に兵を交へつゝある間のみにあらず、某外國と某外國との開戦したることに於いて、其の公布以後を云ふものなり、故に開戦の公布前ならんには、縱令現に兵を交へつゝありといへども、之れを交戦と云ふことを得ず、之れに反して開戦の公布以後ならんには、たとひ現に兵を交うるに至らずといへども、之れを交戦と看做すべきなり。

局外中立とは、自國以外の國と國とに於いて、戦争をなすに當たり、其のいづれの方にも與せざるどころのものを云ふ、假令は露英の兩國が戦争したりとせんか、此の場合に於いて、帝國は、其の何れの方にも與せずして傍觀するるときのごとき、是れ即ち局外中立の地位に立つものと云ふなり、而して此の局外中立は、必ず公布して一般に知らしめらるゝものとす。

さて本條に、外國交戦の際、局外中立の命令に違背したるものを罰するは如何と云ふに、犯罪の主體は、日本の日本帝國の一人にして、物體は、外國の主權者なるがゆゑに、之れを以て、外患に關する罪とすることを得ざるがごとしといへども、間接に日本帝國に向つて危害を興ふるものなれば、之れを外患に關する罪の中に編入したるは、もとより不都合なることなかるべきなり。

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪

(註)本節に於いては、公務に關する行為を妨害することについて、之れに適用すべき規定を網羅したる條項なり。公務の執行を妨害すとは、官吏、公吏などが、其の職務の命ずるところによりて執行するを妨害することを云ふ、其の詳細なることは、以下各條の下に於いて之れを解くべし。

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其職

ヲ辭セシムル爲メ暴行又は脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

(註)本條第一項は、公務員の職務執行を妨害する罪にして、即ち暴行又は脅迫を加へたるときは、三年以下の懲役又は禁錮に處せらるゝなり。

第二項は、公務員として、或る爲すべからざる處分をなさしめ、若くは處分をなさざらしむるがためにするか、又は、其の職務を辭せしむるが爲めに、暴行又は脅迫を加へたるものは、是れ亦前項と同一の刑に處せらるゝものなり。

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又は差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他

ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、官吏、公吏が、其の職務によりて施したる封印又は執達吏が爲したるときその財産差押の標示を毀損し、または之れを汚損して無効に至らしめたるものは、二年以下の懲役または三百圓以下の罰金に處すと規定せり。

官吏が施したる封印とは、たとへば酒造家が、脱税を圖らんが爲めに、密造をなしたり

しが、臨檢の收税官吏に發見せられ、之れがために其の密造酒を他に移動若くは滅失して其の證據を湮滅せざらしめんがために其の密造酒に封印を施したるときは、即ち是れなり。

差押の標示とは、裁判宣告の結果、執達吏が、差押をなしたる財産に施したる封印を云ふ。

さて此に一の注意を要すべきは、官吏、公吏の施したる封印若くは差押の標示なりとも之れを毀損または汚損したるときは、之れを無効ならしめざれば、本條の罪を構成するにあらざるなり、故に本條にては無効のこと最も重きを措くべし。

第六章 逃走ノ罪

(註)本章に於いては、逃走の罪と題し、囚人が逃走したるときは、本章の定に従つて之れを處刑すべきものにして、これに關する規定を網羅したるものなり、其の詳細なることは以下各條の下に於いて之れを解説すべし。

第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタル時ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、逃走したる囚徒に對して、科すべき刑を規定したる條項なり、即ち既決、未決の囚徒が逃走したるときは、一年以下の懲役に處するなり。

第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壞シ若クハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

(註)既決、未決の囚人又は勾引狀の執行を受けて、拘留せられつゝあるものが、其の拘禁場又は械具を損壞し、若くは暴行又は脅迫をなし、又は、二人以上通謀して、逃走したるときは、單に逃走したる場合に比すれば、其の罪遙に重きものなれば、本條のごとく規定せられたり。

第九十九條 法令ニ依リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

(註)法律命令によりて、身體の束縛を受け、拘禁せられたるものを奪取したるものは、三月以上、五年以下の懲役に處せらるゝなり。

第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條第一項は、法令によりて拘禁せられたるものをして、逃走せしむるの目的を以て、器具を給與し、その他、容易に逃走せしむべき行爲をなしたるものによりては、三年以下の懲役に處す。

第二項は、法令により拘禁せられたるものを逃走せしむるの目的を以て、暴行又は脅迫をなしたるものは、前項よりも其の罪の重きものなれば、三月以上五年以下の懲役に處すべしと規定せられたり。

第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者拘禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、囚徒を護送するもの若くは看守するものが、其の囚徒を逃走せしめたる場合に、之れに科する刑罰を適用するの條項なり、即ち囚徒を看守せる獄吏例へば看守押丁のごとき、又は警察官吏のごときものが、護送するの途中に於いて、其の囚徒を逃走せしめたるときは、一年以上十年以下の懲役に處するなり。

第二百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)本條は、此の第六章に規定したるところの逃走の罪については、其の未遂罪にかゝるものといへども之れを罰することを規定したる條項なり。

第七章 犯人藏匿及ヒ證據湮滅ノ罪

(註)本章は、罪人を藏匿し、及び犯罪の證據を湮滅したるもの、罪について、これが刑の適用方を規定したる條項なり、其の詳細なることは、以下各條の下に於いて之れを説明すべし。

第二百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下

ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、罪人隱匿罪に關する規定なり、即ち逃走したるところの囚徒または罰金刑以上に該る犯罪人を藏匿し、又は之れを蔽ひ隠し、又は他所へ避け遁れしめたるものは二年以下の懲役または二百圓以下の罰金に處するものとす。

第二百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證據ヲ湮滅シ又ハ偽造、變造若クハ偽造、變造ノ證據ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、證據隱蔽の罪に關する條項なり、即ち他人の刑事被告事件に關係ある證據物件を隱蔽し、又は偽造したるものは、二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處するなり、例へば此に甲者あり、詐欺取財を犯せりとせんか、而して其の犯罪の材料に供したる一通の書面あり、此の書面は、本案の裁判上最大必要のものたり然るに、之れを取上げらるゝときは、其の甲者の不利益此の上もなきを以て、乙者は常に甲者と親密の交誼を結べる間柄なるを以て、此の書面を隠して其の犯跡を蔽ひ、以て其の罪を免れしめ

んと謀りなる場合のときは、即ち其の一例なり、又偽造したる者とは、例へば有るものと無しとなし、無きものを有るとなして、其の證據となるべきものを偽り造りたるものを云ふ。

第二百五條 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃逃者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス

(註)本條は、此の第七章は規定したる、罪人藏匿及び罪證隠蔽に關する罪は、其の之れを犯したるものが、犯人の親族にして、犯人のために行ひたるときに於いては、之れを罰せざることをせり。

本條に親族とあるは、其の範圍が如何なる點にまで及ぶべきや、舊法に依るときは、之れを明定したりといへども、本法には之れなし。されば民法によりて之れを執行するか今民法第七百二十五條に依れば、其の親族とは(一)六親等内の血族(二)配偶者(三)三親等内の姻族即ち之れを親族と稱せり。今聊か其の解説を左に述べんとす。

血族とは、同一の始祖より出で、血統の關係あるものを云ふなり、而して其の血統の

關係あるものとは、親子、子孫、兄弟姉妹のごとき關係あるもの、謂にして、其の親子子孫の關係あるを直系の親族と云ひ、兄弟、姉妹の關係あるものを傍系の親族と云ふ。直系とは曾祖父母より祖母父、父母より自己、己自より子、子より孫と云ふごとく、一直線に下り來るものを云ひ、傍系とは其の他のものを云ふ、而して血統の關係は、夫婦に始まり、正當の婚姻をなしたる男女の間に起るものは、正出の血統にして、正當の婚姻をなさず例へば私通するに由つて起るものは、之れを庶山の血統と云ふなり。さて此に六親等内に限りて親族と云ふことを規定したりしやと云ふに、自己より見て、父母は縁最も重しといへども、祖父母は軽く、又曾父母よりも曾祖父母は軽く、又其の曾父母よりも高祖父母は軽きが如く、其の漸次上るに従つて縁漸く薄く、又子は縁最も厚きも、孫は薄く、又孫より曾孫は薄く、曾孫より玄孫は薄く、其の次第に下るに従つて、漸次薄くなるものなればなり。而して以上説くところのものは、直系親についてのことなれども、傍系親についても同一にして、自己より見て、兄弟姉妹よりも、甥姪は薄きがごとし。故に法律は、之れを六親等内に限りたるものなり。

配偶者とは、婚姻をなしたる男女の一方を云ふものなり。而して此の男女を夫婦と云ふ、故に夫より見るときは、其の妻は配偶者にして、又妻より見るときは、其の夫は配偶者なり。而して婚姻をなしたればとて、男女の間に血統の關係を生ずるものにあらず、又男女の間に、姻族の關係を生ずるものにあらず、實に此の男女の婚姻ありて、はじめて血族も生じ、又姻族も生ずるものなりとす。

姻族とは、婚姻より生ずるものにして、夫婦の一方、即ち配偶者と其の配偶者の血族との間に生ずる關係を云ふなり。例へば此に甲女なるものあり、乙なる男子に嫁入したるとき、甲女と乙男の父母との關係は、即ち姻族なり、又乙男と甲女の父母との關係も亦均しく姻族なり、而して此の姻族の關係は、血族間に於けるがごとく親密なるものにあらざるを以て、法律にては之れを三親等内に限れるなり。

第八章 騷擾ノ罪

(註)本章は多衆聚合の罪、これに關する規定を網羅したるものなり、以下各條の下に於いて、之れを詳説すべし。

第百六條 多數衆合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ

左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附加隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、多衆聚合して暴行又は脅迫をなしたるものに刑罰を科するの規定なり、即ち目的の如何に拘はらず、多衆の人々が相聚り、暴行又は脅迫をなしたるものは、左に記載するところの區別に従ひて、之れを處斷するなり。

- 一 首魁たるものは一年以上十年以下の懲役に處す、首魁とは、多衆の聚合をなして、其の目的を遂げんとするについて、之れが頭領となりたるものなり。
- 二 多衆聚合者の内にあらずといへども、他人の指揮をなし、又は他人に率先して、多衆聚合の勢を援助したるものは、七年以下の懲役に處するなり。

三 多衆聚合するについて、其の目的の如何と分らず、又事の是非をも別たず、たゞ是等の衆合に和して隨行したるものは、其の罪も輕きものなれば、之れを五十圓以下の罰金に處すべしと規定せり。

本條に多衆聚合とあるは、其の二人以上なることは已に明瞭なりといへども、幾人を以て、果して多衆と云ふべきか、是は此に明言すること能はず、何となれば五十人にては之れを多と衆と云ふことを得べく、又三百人四百人將た千人萬人にても多衆と云ふことを得べければ、要するに裁判官の判定すべき所なり。

又多衆聚合すといへども、共同一致するにあらざる以上は、之れを以て、多衆聚合の罪とすることを得ざるなり。何となれば各人個々獨立して暴行又は脅迫をなすといへども、唯是れ單獨の行爲に過ぎざるを以てなり。

多衆聚合とすといへども、其の目的、朝憲紊亂、那土僭竊、政府顛覆にあるときは、是れ國事犯にして、本條の問ふところにあらず、而して其の罪は、多衆を聚合して暴行をなしたるの事實ある以上は、成立するものにして其の目的の如何を問ふにあらざるなり、

故に其の事が公の性質を有するものと、私の性質を有するものとに就いて、之れが區別なきものとす。

第一百七條 暴行又は脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ

命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三

年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
 (註)本條は、多衆聚合して暴行又は脅迫に出でんとしたりしが、官吏若くは公吏の説諭によりて事なく引退したるときは、別に其の罪を問ふべきにあらざるなり。然れども若し其の説諭を受け、解散の命令を受くること三回以上に及ぶも仍は解散せざるときは、其の首魁は、三年以下の懲役に處するなり、而して其の外のものに至つては、五十圓以下の罰金に處することを規定したるものなり。

第九章 放火及ヒ失火ノ罪

(註)本節に於いては、放火及び失火の罪を規定し、之れに關するところの刑を規定したる條項なり、放火とは俗に所謂つけびにして、失火とは、過つて火を出したるものを云

ふ、以下各條の下に於いて、之れを説明すべし。

第一百八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、
汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五
年以上ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、放火罪についての規定なり、即ち火を放つて、現に人の住居に使用するところの家等を焼き、または、住居なし居らざるも、人が現に在るところの建造物例へば家屋、倉庫其の他すべての建物、汽車、船舶または石炭坑のごとく、銅坑のごときを燒きたるものは、其の犯情の最も重きものは死刑に處し、之れに亞ぐものは無期又は五年以上の懲役に處するものとせり。

第一百九條 火ヲ放テ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セル建造物、艦
船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス但
公共ノ危險ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス

(註)本條は、人の住居若くは使用せざる建物又は自己所有の物を放火して燒きたるものに適用すべき刑を規定したる條項なり。

第一項は、火を放つて、人が住居に使用せず、または現に人の居らざるところの建物、汽車、船舶または鑛坑などを燒きたるものは、二年以上の有期懲役に處するなり。

第二項は、前項の物件にして自己の所有するところへ放火して燒燬したるものは、六月以上七年以下の懲役に處するものとせり。

第一百十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ
危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰
金ニ處ス

(註)本條は、放火して竹木田穀等を燒きたる犯罪について其の刑を規定したる條項なり。第一項は、火を放つて、山林にあるところの竹木、又は田野にあるところの米麥其の他の穀物、または家外野外等 積み置きたる柴草、竹木をはじめ其の外の物を燒きたるも

の一年以上十年以下の範圍内に於いて懲役に處するなり

第二項は、前項に規定したるものにして、自己の所有に係るものなるるとき其の情狀によりて一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處するなり

第百十一條 第百九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第百八條又ハ第百九條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、放火したるに、他に延燒したるもの、罪を定められたるものなり、其の解は左まではと思ひて略す。

第百十二條 第百八條及ヒ第百九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)第百八條、第百九條第一項の規定したる放火罪にして、其の未遂のときといへども、これを罰するなり、例へば此に建築あり、之れに放火せんとして鉋屑に石油を注ぎ、之

れを炭俵の類に入れて、或る建物の下に至り、燐寸を以て將に之れに火を移さんとする場合に臨み、巡廻し來れる警官又は隣人などに發見せられたるとき、即ち其の未遂なるものなり、然らば此の場合に於いて、已に火を炭俵に移し、炎焰將に燃え上らんとして發見せられたる時のときは、之れを未遂とすべきや、將に既遂とすべきや、曰く此の場合に於いて、其の目的たる燒燬せんとする處の家屋に火の移らざるものにして、其の目的を達したりと云ふべからざるものあればなり、故に未遂罪を以て論ずべきものとす。

第百十三條 第百八條又ハ第百九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

(註)第百八條又は第百九條第一項の罪を犯す目的を以て、之れが豫備をなしたるものは、二年以下の懲役に處せらるゝなり、然れども其の犯罪の情狀に因り其の刑を免除するのと得るものなり。

第一百四十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法

ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、鎮火を妨害するの犯罪について規定したる條項なり、即ち火災の場合に於いて、鎮火に用ゆる物件などへば唧筒等のごとき物件を他に隠し、又は鎮火用の物件を隠さずして、其の外の方法を以て、鎮火を妨害したるものは、一年以上十年以下の懲役に處すること、せり

第一百五條 第九條第一項及ヒ第十條第一項ニ記載シタル物自己

ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

(註)人の住居に使用せず、又は人の現在せざる建造物、汽車、船舶又は鑛坑、山野の竹木、田野の穀麥又は露積したる柴草、竹木其の他の物にして、たとひ自己が所有なし居るものといへども、裁判の結果によりて差押をせられ、若くは之れに物權を設定し、ま

たは貸與へ、又は其の物を保險に付したるものを燒きたるものなるときは、其の罪、他人の物を燒きたると同じ刑に處するなり。

物權を設定すとは、如何なることを云ふや、物權とは人權と云へる語に對して云ひたる法律語にして、其の意義は、物の上に生ずる權利と云ふことなり、而して此に物と云ふ語は、如何なることを意味するかと云ふに、民法に定められたるがごとく、建物土地のごとき不動産は勿論、荷も形體を有するものは、みな之れを物と云ふべきものなり、而して法律上にては、此の物權を大別して主たる物權、從たる物權の二者とす、而して又之れを細別すれば左のごとし。

主たる物權 完全所有權、缺欠所有權、用益權、使用權、住居權、賃借權、永借權、地上權、占有權。

從たる物權 地役權、留置權、動產質權、不動產質權、先取特權、抵當權。

即ち右のごとし、而して此の物權を設定すとは、例へば此に一户の家屋を所有するものあり、これを抵當に差入れて金員を借りたるものなりとせんか、此に抵當權を設定した

るものなり、即ち是等のごときものを云ふなり、其の他右に示したるを従たるもの物權によりて類推するときは、自から判明するところあらん、依つて此に略す。

第一百六條 火ヲ失シテ第八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第一百條ニ記載シタル物ヲ燒燬シテ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ

(註)本條は、失火の罪を規定せられたるものなり、第一項は、火を失して、第一百條に記載したる物、又は、他人の所有物なる第九條に記載したる物を燒燬したる者は三百圓以下の罰金に處す。

第二項は、火を失して、自己の所有に係る第九條に記載したる物又は第一百條に記載したる物を燒燬したるがために、公共の危険を生せしめたるものは、前項と同一の刑に處せらるゝものなり。

第一百七條 火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第一百條ニ記載シタル物ヲ損壞シテ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同七

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

(註)本條第一項は、火藥、汽罐其他激發すべき物を破裂せしめて、第八條に記載したる物又は他人の所有に係る第九條に記載したる物を損壞したる者は、放火の例によりて處断せらるゝものとす、又自己の所有物なる第九條又は第一百條に記載したる物を損壞し、之れがために公共の危険を生せしめたるもの亦同一の刑に處せらるゝなり。

第二項は、前項に規定したる行爲が、全く過失に出でたるときは、失火の例に同じ。

第一百八條 瓦斯、電氣、蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮断シ因テ人ノ生命、身體又ハ財産ニ危険ヲ生セシメタル者ハ三年以

下ノ懲役又ハ又七百圓以下ノ罰金ニ處ス

瓦斯、電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

(註)本條第一項は、瓦斯、電氣又は蒸氣を漏出するか、又は之れを流失せしめ、若くは之れを遮斷し、之れがために、人の生命、身體又は財産に危険を生ぜしめたるものは、三年以上の懲役又は百圓以下の罰金に處す。

第二項は、瓦斯、電氣又は蒸氣を漏出又は流出せしめ、又は、之れを遮斷し、之れがために人を死傷に致したるものは、傷害の罪に比較し、重きに從つて處斷せらるゝものとす。

第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪

(註)本章に於いては、溢水及び水利に關する犯罪に刑を適用すべき條項を規定したるものなり、詳細は以下各條の下に於いて、之れを説くべし。

第一百九條 溢水セシメテ現ニ人ノ往居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建

造物、汽車、電車若クハ鑛坑ヲ侵害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、人の住居又は現在せる處へ溢水せしめたるものに關する刑の適用を規定したるものなり、即ち水を溢れしめて、人が住居のために使用し、又は人が現に在るところの建物、鐵道または鑛坑に損害を生ぜしめたるものは、死刑または無期又は十年以上の懲役に處するなり、例へば河水若くは池水のごときを堰き溜め、其の堤防を決潰して其の水を溢れしめたるもの、ごとき即ち是なり。

第二百十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ侵害シ因テ公

共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
侵害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハトキハ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル

(註)本條第一項は、溢水せしめて、前條に記載したる以外の物を侵害し、之れがために公共の危険を生ぜしめたるものは、一年以上十年以下の懲役に處せらる。

第二項は人の住居のために使用すると否とを問はず、若くは人の現に其處にあるとに論なく、建物、汽車、電車又は鑛坑にして、自己の所有に係るものといへども、是等の物件にして差押へられ、又は之れを抵當又は質入となしたる場合のごとく、其の物件に物件を設定し、又は人に貸與へ、若くは保険に付したるものなるに拘はらず、之れに溢水せしめたるときは、他人の物に溢水せしめたるものと同じじき刑を適用して處罰すとせり

第二百一十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ他ノ方法

ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、水防用を隠匿若くは毀壞又は水防妨害について、之れを規定したる條項なり、即ち霖雨等のために山岳崩壞して洪水を起し、若くは大水汎濫して水害を及ぼしたるか時に及ばざんとするかの場合に於いて、之れを防がざるべからざるに、其の防水用として、豫て貯へたる物件、たとへば土俵、木材等のごとき物件を隠して出さず、または是等の物件を毀壞して其の用に充つることを得ざらしめ、若くは其の外手段方法の如

何を問はず、水防の事を妨害したるものは七年以下の懲役に處すべしとせり、

第二百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第百十九條ニ記載シタル物ヲ

侵害シタル者又ハ第百二十條ニ記載シタル物ヲ侵害シ因テ公共ノ危

險ヲ生セシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、過失の溢水罪に於ける刑の規定なり、即ち過失のために本法第百十九條に記載したる物に溢水せしめたるものは、三百圓以下の罰金に處するなり。

第二百二十三條 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壞シ其他水利ノ妨害ト爲ル可

キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二 以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、水刑に關する犯罪についての刑を規定したる條項なり、即ち堤防を決潰し又は水防若くは通水のために設けたる水門を破壞し其の外、水防上の妨害となるべき行爲、または溢水せしむべき行爲をなしたるものは、二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處すべしとせり。

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

第二百二十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ國テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

(註)本條は、公共の用に供する水路の路を塞ぎたる犯罪に科すべき刑を規定したる條項なり、即ち公共の用に供する道路、例へば國道、縣道、里道等、一般人の道行すべき用に供したる道、又は水路例へば船舶の通航すべき水の通じ居る處を破壞し、又はたゞ之れを破壞せざるにもせよ、其の水路を塞ぎて、往來の妨害を生ぜしめたるものは、三年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處するなり、例へば公道の一方に聳ゆる山を崩壞し、其の土砂を多く道路に埋積して通行を妨害するがごとき、河岸に生立てる大樹の根を擴起して、之れを水上に横たへ、若くは土砂を以て水路を埋め、船舶航行の路を塞ぎたるがごときは、皆本條によりて罰せらるゝなり。

第二項は、往來を妨害して人を死傷に致したるもの、罪について、其の刑を規定したり、公共の用に供する陸路、又は水路を損壞し、または之れを塞ぎて往來の妨害を生ぜしめ之れがために人を死せしめ、又は傷害をなさしめたるものは、傷害の罪(下に規定あり)に比較し、其の重き方について、之れを處罰するものとせり。

第二百二十五條 鐵道又ハ標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又ハ

電車ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
燈臺又ハ浮標ヲ損壞又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ

(註)本條は、交通機關に關する標的損壞について、其の刑を規定したるものなり。

第一項は、鐵道又は鐵道の標識、例へば線路の傍に建設せる赤若くは青色の硝子を張りたる物等の類を損壞するか、又は鐵道線路上に木石の類を横たへて、汽車が往來するところの危険を生ぜしめたるものは、三年以上の有期懲役に處するなり。

第二項は、燈明臺又は浮標を損壞し、又は之れを損壞せずといへども、或る方法により

て、船舶往來について危険を生ぜしめたるものは、是れ亦前項によりて、三年以上の有期懲役に處すべしとせり、例へば某港灣の入口は、淺き部分あるを以て、航海者をして之れを知らしめんが爲め、常に一定の場所に浮標を泛べて、之れを標示せり、然るに其の浮標を取除ゆ、船舶航路に危険なきことを暗に知らしめたるを以て、航海者は浮標を撤去せられたれば、其の危険なきものと認め、進行し來りたるに、豈に計らんや、遂に淺瀬に乘上げて船底を破損したる場合に於けるは、本條によりて之れを罰するなり。

第二百二十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者亦同シ
前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

(註)本條は、汽車船舶を破壊又は顛覆したる罪について其の刑を規定したる條項なり。
第一項は、方法手段の如何を問はず、汽車を顛覆し、又は破壊したるものは、無期又は

五年以上の懲役に處するなり。

第二項は、人の現在せざる艦船を覆没せしめ、または破壊したるものは、是亦前項と同じく、五年以上の懲役に處すべしと規定せり。

第二百二十七條 第二百二十六條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若ク

ハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ
(註)本條は、鐵道又は其の標識を損壞し、又は其の他の方法を以て、汽車往來の危険を生ぜしめ、之れに因りて顛覆破壊し、又は燈臺又は浮標を損壞し、若くは其の他の方法を以て、船舶往來の危険を生ぜしめ因つて其の船舶を覆没せしめ、若くは破壊せしめたるものは、三年以上の懲役に處するものとせり。

第二百二十八條 第二百二十四條第一項、第二百五條及ヒ第二百二十六條
第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)本條は、本節に規定せる或る條項について、其の行爲の未遂罪を罰すべきことを規定したるものなり、即ち公共の用に供する陸路又は水路を損壞し、又は壅塞して往來の

妨害を生せしめたるもの。鐵道又は其の標識を損壞し、又は其の他の方法を以て、汽車往來の危険を生せしめたるもの。燈臺又は浮標を損壞し若くは其の他の方法を以て、往來船舶の危険を生せしめたるもの。又は汽車を顛覆し、又は破壞したるもの。船舶を覆没し、又は破壞したるものについて、以上其の未遂罪は、之れを罰するものとしたり、凡そ是等の犯罪は、公益を害し、其の危害の及ぶところ重大なるものあれば、未遂罪をも罰することゝせるものなるべし

第二百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壞又ハ艦船ノ覆没若クハ破壞ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、汽車顛覆、船舶覆没等、全く過失に出でたるものなるるとき、其の刑の適用について規定したる條項なり。

第一項は、汽車、電車、艦船の往來の危険を生せしめ、汽車電車を顛覆し、または破壞したるもの、船舶を顛覆し、又は破壞したるものにして、いづれも過失の行爲に出でたるものなるときは、五百圓以下の罰金に處すべきものとせり。

第二項は、汽車連轉若くは汽船の乗組員等のごときものにして、前項の罪を犯したるときは、三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處するものとせり。

第十二章 住居ヲ侵ス罪

(註)本章に於いては、住居を侵すの罪と題し、人の住居なし居る建家の中へ猥りに侵入したるものを罰する規定を網羅したるものなり、其の詳細は以下各條の下に於いて之れを説くべし。

第三百三十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、家宅侵入罪に關する規定なり。

第一項に於いては、何等の故もなくして、人が住居なし、又は看守なし居るところの邸宅、建物または船舶の内に侵入し、又は侵入なしたるに依りて、之れが退去の請求を受けたるに拘はらず、退去せざるものは、一年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處することを規定せり。

第三百三十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

(註)本條は、皇居、禁苑、離宮、行在所へ、故なく侵入したるものは、三月以上五年以下の懲役に處すべしと規定せり。皇居は天皇の御住所、禁苑とは、皇居の御庭苑、行在所とは、天皇の行幸のとき、一時御休泊所に充てられたる所、離宮とは、箱根離宮、濱離宮等のごとく、御別荘とも云ふべき所を云ふなり。

第二項は、神宮又は皇陵内に侵入したるものも、前項の刑に同じ。

第三百三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)本條は、本章に定めたる人の住居を犯す罪について、其の未遂罪は之れを罰するものなり。されば如何なる場合に於いて之れを未遂罪となすべきやと云ふに、例へば人の住居の家宅に侵入せんと次して、牆壁を踰へんと欲するがとき、即ち是等は未遂罪を以て論せらるゝものなり。

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

(註)本節に於いては、秘密を侵すの罪と題し、猥りに人の秘密を發くの罪を網羅して規定したる條項なり。其の詳細は以下各條の下に於いて之れを説くべし。

第三百三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、人の秘密を發くの罪について、其の刑を規定したり。何等の權利なくして人の手紙其の他秘密の書類を開封し、又其の手紙若くは秘密の書類を隠したるものは、六月以下の禁錮又は五十圓以下の罰金に處するものとせり。

第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産姿、辯護士、辯護人、公證人又ハ

此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ
(註)本條は、醫師、産婆等が、職業上に於いて知得たる秘密事件を、漏告したるものに對し、之れに科すべき刑を規定したるものなり。即ち醫師、産婆、藥劑師、辯護士、公證人等の人々が、其業上に就いて、他の委託を受けたることによりて、之れがために知り得たるところの人の秘密の事項を、他に漏らし告げたるものは、六月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處するものとせり。然れども、官署の尋問に應じて、之れがために陳述するは、本條の問ふところにあらざるなり。

第二項は、神官、僧侶又は祈禱等をなすべき職にあるもの、又は、曾て是等の職にありしものが、故なく其の業務につきて取扱ひたることに付き、知得たる人の秘密を漏泄し

たるときは、其の罪、前項のものと同視せられれば、其の刑も亦同一なりと規定せられたり。

第三百二十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

(註)本條は、本章に規定したる秘密を犯すの罪は其の秘密を侵されたるところの被害者の告訴あるによりて之れを處断するものにして、其の告訴をなさざるときは、たとひ官署に於いて之れを知るといへども、之れを罰せざるなり。

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

(註)本章に於いては、阿片煙に關する罪と題し、阿片煙の製造、輸入、販賣、吸食等についで、之れを犯したるもの、刑を規定したるものなり。詳説は以下各條の下に於いてすべし。

第三百二十六條 阿片煙ヲ輸入又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ

所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、阿片煙をば外國より輸入し、又は國內に於いて之れを製造し、又は之れが

販賣をなしたるものは、五年以下の懲役に處するものと規定せり。抑も阿片煙なるものは、これを吸食するときは、人體を害し、延いて社會に害毒を流すことの大なるものなれば、本節に於いては特に之れが禁令を規定したる所以なるべし。

第三百二十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、阿片煙を吸食するところの器具の輸入をなし、又は之れが製造をなし、又は之れが販賣をなしたるものは、三月以上五年以下の懲役に處するものと規定したり。

第三百二十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、税關に奉職するところの官吏にして阿片煙又は阿片煙を吸食するところの器具を輸入し來り又は其の輸入を許したるを許したるものは、七年以下の懲役に處すべきものと規定したり。

第三百二十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

(註)阿片煙を吸食したるものは、三年以下の懲役に處せらるゝなり。
第二項は、阿片煙を吸食するがために、房屋を給與して、之れがために自己の利益を圖りたるものは、六月以上七年以下の懲役に處すべきものと規定したり。

第三百四十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、阿片煙または阿片煙を吸食すべき器具を所持し居るか、又は之れが所有をなしたるものは一年以下の懲役に處すべしとの規定なり。

第三百四十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)阿片煙に關する罪の未遂罪は、之れを罰すべきものと規定せられたり。

第十五章 飲料水ニ關スル罪

(註)本章は、吾人の飲料に供する水について、其の罪に適用すべき刑を規定して網羅したる條項なり。詳細は以下各條の下に於いて之れを説くべし。

第四百十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、飲料水汚穢に關する規定なり。即ち人が、飲料として供用し居るところの淨水を汚穢ならしめ、これを用ゆること能はざるに至らしめたるものは、六月以下の懲役に處するか、又は五十圓以下の罰金に處するものと規定せり、例へば此に一個の共同井あり、隣傍の戸々にては、之れを飲料に供せり。然るに此の水底に鐵棒を突込み、淨水噴出の水脈に故障を生せしめたるがため、是れまで淨水にてありしものが、之れがために甚だしく濁り、遂に飲料に供することを得ざらしめたるがごときを云ふ。されば、此に一個の淨水井あり、我が邸内にありて、常に之れを飲用せり。然るに自ら之れを汚穢して用ゆること能はざるに至らしめたる場合のときは、本條の制裁を受くるものなり。

あらざるや勿論なり。何となれば我が所有の井にして我が邸内にあり、他人の毫も關するところにあらず、之れを汚濁ならしむるのみならず、之れを埋むるも我が適宜なればなり。

されば此に縦横に貫通せる淨水道あり、多衆之れによりて其の飲料水となせり。然るに其の上流の者が、此の水道に汚物を投棄したり。此のとき場合に於いては、水道内の淨水は、一時汚穢して飲用に供すること能はざるも、制止せずして流れ居るものなれば僅少の時間を經て、以前のごとく淨水に復せりと假定するときは、之れを本條に問はざるか、曰く否、本條によりて處斷するなり、何となれば假令一瞬時たりとも、吾人生活上に於いて、必要缺くべからざるものを、一瞬時たりとも之れを汚穢し、以て飲用に供すること能はざらしめたるものなればなり。

第四百十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、前條と其の趣旨を同じうすとはいへども、水道は廣く通ずるものにして、其の害從て多大なり。依て前條よりも其の刑を重くしたり。

第四百四十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ

物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、人々の飲用に供し居れる淨水に、毒物其の外、人の健康を害すべき物品を混入したるものは、三年以下の懲役に處すべきものと規定せり。

第四百四十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ

罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

(註)前三條に規定したる飲料水に關する罪を犯し、之れが其の原因となりて、人を死傷に至らしめたるものなるときは、傷害の罪(後條に在り)に比較し其の重き方によりて、之れを處斷すること、規定せり。

第四百四十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ毒

物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役

ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑若クハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、水道によりて、一般の公衆に供給する飲料の淨水又は其の水源に毒物其他の物にして、人の健康上害をなすべきものを混入したるものは、二年以上の有期懲役に處せらるゝものとす。而して人を死せしめたるときは、其の輕重によりて死刑、又は無期若くは五年以上の懲役に處せらるゝものなり。

第四百四十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

(註)一般公衆が、飲料に供する淨水の水道を破損するか、又は、之れを塞ぎたるものは本條によりて罰せらるゝものなり。

第十六章 通貨偽造ノ罪

(註)本章に於いては、通貨偽造の罪を題し、通用なし居るところの貨幣紙幣及び兌換金券等を偽造又は變造して行使したるもの等を處罰すべき犯罪について、其の刑を規定し

たる條項なり、其の詳細は、以下各條の下に於いて之れを説くべし。
第四百十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造

又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

偽造變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ人

ヲ交附シ若クハ輸入シタル者又同シ

(註)本條は、通貨の偽造又は變造をなしたるものに適用すべき刑を規定したる條項なり。

即ち行使すべきところの目的を以て通用なし居るところの金銀銅貨又は紙幣、若くは兌換

金券を偽造し、又は變造したるものは、其の犯情の輕重大小によりて、無期又は三年

以上の懲役に處するものとせり。

偽造と變造とは、何を以て之れを區別するや、偽造とは、貨幣を模擬して真正の貨幣の

ごとくに、真正ならざる貨幣を造るを云ふ。而して其の物質の銅たると鉛たると將た亞

鉛たるとを問ふの要なきなり。此のごとく論ずるときは、もし其の偽造貨幣にして、五

十錢のものを造るに、其の地金に金を以てするも尙ほ之れを偽造とするが如し。果して

如何、曰く然り、凡そ五十錢銀貨を偽造するに金を以てするもの絶えてあることなし。

何となれば偽造によりて不正の利を得んとするものに外ならざれば、五十錢の銀貨を偽

造するに、十數圓の價ある金を以てするものなければなり。然れども若し之れありとす

るときは、正に偽造と云はざるべからざるなり。故に真正の貨幣よりも尙ほ良質の金銀

を以てし、且つ其の量目をも増加し、之れを潰としては真正の貨幣よりも、其の價高き

ものといへども、これを偽造とするに於いては、何の妨か之れあらんやと答ふべし。

變造とは、貨幣はもと真正なるも、或ひは其の量目を減じ、或ひは其の命價を増し、以

て貨幣の價値を害するを云ふ。而して其の偽造と異なる點は、一は貨幣にあらざるもの

を以て、貨幣を模造するものなり、一は貨幣の價値を害するに止まるものにして、模造

するものにあらざるなり。故に新規に造ると、既に造られたるものを増減變更するもの

との差異ありて然るものなり。

されば茲に一個の偽造貨幣あり、鉛を以て五十錢銀貨を模造し、其の外面に銀色を鍍し

たるものなり。今之れに金色を鍍し、其の文字を改めて二十圓の金貨として之れを使用

したりとせんか、此の場合に於いては、偽造を以て論すべきや、將た變造を以て論すべきや、其の金貨に變造したるところの偽造貨は、もと偽造したるものなりといへども、之れを更に二十圓の金貨に變造したるものなれば、其の變造したるものは之れを變造の罪に問ふべきとして、偽造の罪に問ふべきものにあらざるなり。

凡そ偽造變造の物體は、獨り貨幣のみならず、紙幣といへども亦然り、或人の説には、其の性質命價ありといへども、其の實價のなきものなり。若し之れを燒棄するときは、其の残れるものは一の灰のみ。故に貨幣のごとく變造の物體たることを得ざるものなりと説けり。然れども此の理に服することを得ず。或る論者のごとく紙幣には實價なきものに相違なし、従つて其の量目を減ずること絶えてあるべからずといへども、其命價を増すことを得るは言ふまでもなし。果して其の命價を増す以上は、之れを目して變造とするに於いて何の差支かあらん。

銅貨に金若くは銀を鍍し、銀貨に金を鍍して、其の命價を變じたるものは、之れを偽造とすべしや、將た變造とすべしや、或論者の言ふところによれば、此のごときものは、

毫も貨幣の真正を害したるものにならず、又其の實價をも減損せざるが故に、是等は偽造にもならず、又變造にもならず、たゞ此の手段に依り、以て物品の賣買をなしたるものは、宜しく之れを詐欺取財の罪に問ふべしと説けり。然れども、是は其の一を知りて未だ其の二を知らざる言のみ。凡そ銅貨に金銀を鍍し、又は銀貨に金を鍍したる以上は其の銅貨又は銀貨たるの外貌を改めたるものにして、之れを以て、偽造にもならず、變造にもならずとするは、徒に奇を好むの論と云ふべきのみ、何を思はざるの甚だしきや。然らば鍍金したるの所爲は、之れを偽造とすべきや、將た變造となすべきや、予は之れを以て變造なりと斷言するに躊躇せざるなり。何となれば貨幣にあらざる物價を用ゐたるにあらざして、たゞ其の命價を變じて増したるに止まるものなればなり。もし之れを以て偽造となすときは、一圓紙幣を以て、五圓紙幣に變じたるがごときものをも偽造となさざるべからざるに至らん、豈に此のごとき奇怪あらんや。

然らば此に二錢銅貨に毫も手入を加へずして、其の外面に銀色を鍍し、之れを以て五十錢銀貨として行使したるものありとせんか、此の所爲は、偽造罪を構成すべきや、將た

變造罪に問はるゝやと云ふに、之れを偽造に問はざるは勿論、また變造罪にも問はざるなり。然らば是等は犯罪を構成せざるや、曰く然らず、此の所以は、たゞ詐欺取財の罪を構成するに止まるのみなり。何となればたとひ銀色を鍍したるにもせよ、之れを剝落するときは、以前の正貨なり。夫れのみならず、量目をも減せず、又命令をも増したることなければなり。

さて、本條に、行使の目的を以て、とあり、故にたとひ偽造若くは變造するも、之れが目的行使にあらざるときは、本條によりて處斷すべからざるや明なり、又通用の貨幣云々とあるを以て、政府が法令を發して、其の通用を禁止したるものについては、本條の制裁を受くるものにあらざるなり。然らば其の通用禁止のもの又は舊時の小判、大判、その他二分金、一朱銀等のものを偽造して之れを賣却したるときは、本條によりて處斷すべきものにあらず。是等はたゞ詐欺取財の罪に問ふべきのみ。

第四百十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又

ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期徒刑ニ處ス

偽造變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交附シ若クハ輸入シタル者亦同シ

(註)本條は、外國貨幣の偽造若くは變造に係る罪について、其の刑を規定したる條項なり、即ち行使すべきの目的を以て、日本帝國內に於いて流通するところの外國の金貨又は銀貨を偽造若くは變造したるものは、一年以上の有期徒刑に處するなり。よりて本條に依つて罰せらるべきものは、左に記載したる條件を具備せざるべからざるなり。

- 一、行使の目的を以てすること。
- 二、内國に於いて流通すること。
- 三、金貨若くは銀貨。

然らば内國に於いて流通するところの銅貨を偽造、變造するものは、之れを罪に問はざるか、然り、是等銅貨にして内國に流通するものなく、たとひ之れありとするも僅少にして、其の害の及ぶところ輕少なればなり。

第四百五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收

得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

(註)本條は、行使の目的を以て、偽造、變造の貨幣等を收得したるもの、又は其の行使をなしたるものを罰する規定なり。偽造若しくは變造したる貨幣、紙幣、兌換金券または外國の金貨若しくは銀貨を行使するの目的を以て、其の物を收得したるものは三年以下の懲役に處し、而して之れを行使したるものについては、十年以下の懲役に處するなり。例へば此に甲者あり、銀貨を偽造したるものあり、乙者に向つて、汝之れを行使すべしとて相渡したりし、然るに乙者も之れを諾し、行使せんとするの目的を次で之れを受けたり。此の場合に於いては、たとひ之れを行使せずといへども、行使の目的にあるときは、無論處罰せらるゝものとす。

第五百一十條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)本條は、貨幣等の偽造、變造若しくは行使については、其の未遂罪をも罰することを規定したる條項なり。例へば行使すべき目的を以て、貨幣を偽造したりしが、未だ行使するに至らずして發覺したるがごとき場合は、之れを未遂罪となすべきやと云ふに、決

して然らず。何となれば貨幣偽造の目的は、既に之れを遂げざるものなれば、其の行使の目的を達せざるにもせよ、是れを以て未遂罪とすることを得ざるなり。然らば如何なる場合を以て未遂罪とすべきや、例へば貨幣を偽造せんと欲し、之れに要する器械、地金等を購入し、既に其の鑄型までも製造し、其の準備の略調ひたる際に於いて發覺するがごときは、即ち未遂罪なりとす。

變造の未遂罪とは如何なる場合を云ふや、是は誠に少なるべし。凡そ變造したるものは、或ひは半錢銅貨の文字を削りて、之れに銀色と鍍したるを以て、二十錢銀貨に行使せんとするもの、ごとき、既に之れにて二十錢銀貨に變造し得たりとするときは、既遂罪となるべきものなり。既に半錢銅貨を以て、二十錢銀貨に變造せんとして之れが文字を削りし場合のごときにあらざれば、未遂罪なるものなかるべしと思はる。たとひ其の變造の方法にして拙劣、一見其の眞偽を鑑別し得べきものといへども、之れを使用し、若くは使用せんとしたるときは、既に變造の目的を達したるものなればなり。

第五百一十二條 貨幣、紙幣、又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ變造

ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交附シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科科ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス

(註)本條は、偽造若しくは變造なることを知らずして受取りたる貨幣等が、偽造若しくは變造にして、之れを知りたる後、尙ほ行使したるものは、之れを罰金に處することを規定したる條項なり。即ち金銀白銅若しくは銅貨、又は紙幣、兌換金券または外國の金貨若しくは銀貨を受取りたる後に至り、其の受取りたるものが、偽造なるか又は變造なることを知つて、これを行使したるものは、其の行使せる價額、たとへば一圓なるときは、之れが三倍即ち三圓の罰金に處するなり。然れども其の行使したるものが、二十錢の貨幣なるときは、其の三倍は、六十錢となるべけれども、此の場合に於いては一圓以下の額に下すことを得ざるものなりとす。

今一例を以て之れを示さん、此に五十錢の銀貨に鍍金し、二十圓の金貨として行使したるものあり、之れを受取りたるものが、其の受取る際には氣付かざりしが、後に至り

て之れを知れり。然れども之れを届出づることをなさずして、之れを二十圓として行使したることの發覺したるときは、其の價額二十圓の三倍、即ち六十圓の罰金に處せらるゝものなるが如し。然るに或る論者は、此の三倍は、眞正のときにおける價額、即ち變造前の正貨に命じたるものなりといへるものあり。若し此のごとくするときは、五十錢の三倍なるを以て、一圓五十錢の罰金に處するがごとし。然れども是れ大に誤れる論と云ふべし。此に所謂其の價額とは行使したる價額にして、正貨に命價したるものを云ふにあらざるなり。もし之れを正貨の價額の三倍とするときは甚だしき弊害を生ずるに至るの恐あり。之れを如何にと云ふに、五十錢の銀貨に鍍金したるものにして二十圓の金貨に變造したるものを貰ひ、之れを行使して發覺するときは、六十圓の罰金に處せらるゝことを知らば、畢竟二十圓の損をなさざらんがために六十圓の損害を招くものなり。故に人苟も此のごとき不利益を醸すに拘はらず、之れを行使するもの稀なるべからん。然るに若し之れを五十錢即ち正貨の三倍の價額とするときは、僅に一圓五十錢の罰金を納めて宜しきものなれば、彼の二十圓の變造金貨を行使して、之れがために罰金を徴せ

らるゝにもせよ、なほ十八圓五十錢の利益あれば、多くの人は先づ行使するものなるべし。若し然りとすれば、此のごとく情を知らずして受取りたる貨幣を行使すべきことを懲罰するに似て、立法の精神に反するものと云ふべし。豈に此のごとくの理あらんや。尙ほ進んで其の反證を擧げんに、此に一圓の偽造銀貨を受取つて、後其の正貨にあらざることを知得し、これを行使したる場合に於いては、其の處罰は如何、之れが三倍即ち三圓の罰金に處すべきは當然のことなりとす。然るに變造に於いて、其の變造前の正貨の價に従つて之れを罰すべしとせば、變造のときに於いては貨幣前の價により、偽造に於いては、行使したる價額に依るがごとくなりて、たとひ變造偽造の別ありといへども其の處斷の結果を異にするがごとき、豈に奇怪にあらずとせんや、故に三倍とあるは、幣造偽造に拘はらず、其の行使したるところの價格の三倍たること勿論なりとす。

第五百三十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械製造又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

(註)貨幣、紙幣又は銀行券を偽造、又は變造の用に供する目的を以て、之が器械又は其の原料を準備したるものは、三月以上五年以下の懲役に處せらるゝなり。

第十七章 文書偽造ノ罪

第五百三十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽、若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變造シタル者亦同シ

(註)本條は、偽造したる御璽、國璽若くは御名を使用して文書を使用したものについて其の刑を規定したる條項なり。

第一項は、天皇の御印、日本帝國の國印、若くは天皇の御名を使用し、または天皇の御印、日本帝國の國印若くは天皇の御名をば、不正の道に使用して、詔書其の外の文書を

偽造し、又は右等の偽造したるものを使用して偽造したるものは、無期又は三年以上の懲役に處するものなり。

第二項は、行使すべきの目的を以て、天皇の御印、日本帝國の國印を押し、又は御名を署したる詔書、其の外の文書を増減し、又は變換したるものも亦、前項に同じく、無期又は十年以上の懲役に處するものと規定したり。

文書の偽造とは、官の文書たるを、私の文書たるを問はず、他人を害し、又は自己若くは他人を利用するの意を以て、真正ならざる文書を作り、公私の害を生じ得べからしめたるものを云ふ。故に文書の偽造罪とするには、左の條件の具備することを要す。

一、他人を害し、又は自己若くは他人を利用するの意を以てしたること。

二、真正ならざる文書を作りたること。

此に真正ならざる文書とは、偽りの文書を作りて、真正なる文書のごとくするものを云ふ。故に其の文書中にありて、其の記載の事項の真正なると、偽りなるとを問ふの要なし、たゞ其の文書を調製したるもの、資格を偽るを以て足れりとするなり。

三、公私の害を生じ得べからしめたること。

文書の偽造に於いては、公私の害を生じ得べからしむることなからざるべからず。故にたゞい文書を偽造すといへども、公私の害を生じ得べからしむるの價值なき以上は、文書の偽造罪とすることを得ざるや勿論なりとす。

以上説述したる三個の條件にして具備するときは、文書偽造罪は構成するに足るといへども、詔書を偽造變換する罪の外、之れを行使したるときを以て、始めて偽造罪となすべきものなり。未だ行使せざるときは、其の危害の及ぶところなきを以て、之れを偽造罪に問はざるものとす。

文書を變換するとは如何と云ふに、其の文書の記事を變更したるものを云ふ。而して他人を侵害し、又は自己若くは他人を利用するの意を以て、文書の意味を増減變換し、公私の害を生じ得べからしめたるものならざるべからず。故にたゞい文書の増減變換をなしたりといへども、之れがために公私の害を生せしめざるとき、一例を擧ぐれば十とあるを拾と改め、又は三十とあるを參拾と變更するがごとき、是れ正に文書を變換したるに

相違なしといへども、刑法上にては、之れを文書の變造となすことを得ざるものなり。」
 文書の變造が、其の偽造と異なる點は、偽造は、真正ならざる文書を造りたるものにして、偽造とは、真正なる文書中の一事項若くは數事項又は一字一句を變換したるもの以外ならず。されば來る二十日前に來るべしとの書面を發せしに、之れを變造して、二十日後に來るべしと書改めたる場合のごときは、是れ即ち變換にして、偽造にあらざるなり。

此のごとくなれば、此に一の注意を要するものこそあれ。即ち文書中の事項を變換したりしごときいへども、明かに其の變換したる者の氏名、例へば何某が此の事項について此のごとく變換したるものなりとのことを記載するに於いては、之れを以て其の文書を變造したるものと云ふことを得ざるなり。是れ即ち其の記録者の資格を偽るものにあらずればなり。

文書を行使するとは、文書の使用をなしたるものを云ふ。即ち之れを以て、害すべき一の文書として、他を害し、又は自己若くは他人の利益のために、之れを用ゐたるものを云ふ。而して其の目的を達したるごときに關せざるなり。

此に甲者ありて、木綿二百反此の者へ渡さるべしとの意味の書面を認め、これを乙者に持たせて、丙者の處に遣し、其の品物を取寄せしめられしに、乙者は、途中にて、其の二とあるを三に書改め、丙者より三百反の木綿を取出し、丙反は、之れを他に販賣したるときのごときは、文書の變換と詐欺取財との併合罪を醸すがごとし。又甲者の家に雇はれあるものが、其の主人たる甲者の僞手紙を作つて、之れを他家に持行き、品物を引出し來りたる場合のごときは、是れ正に文書の偽造罪と詐欺取財との併合罪を生ずるがごとき、其の一例なり。

第一百五十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ署名シタル文書若クハ圖書ヲ變造シタル者亦同シ

第二章ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖書ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作りタル文書若クハ圖書ヲ變造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條第一項は、行使すべき目的を以て、官署、公署又は官吏、公吏の印章若クは其署名を使用して官署、公署又は官吏、公吏の作るべき文書又は圖書を偽造し、又は偽造したるところの官署、公署又は官吏、公吏の印章又は署名を使用して、右等の官公署又は官公吏の作るべき文書又は圖書を偽造したるものは、一年以上十年以下の懲役に處せらる。

第二項は、公務所又は公務員の捺印若クは署名したる真正のものを變造したるものも前項と同じき刑に處せらる。

第三項は、本條第一項の外、公務所又は公務員の作るべき文書、圖書を偽造し又は公務所又は公務員の作りたる文書若クは圖書を變造したるものは、二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す

第一百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖書ヲ作り又ハ文書若クハ圖書ヲ變造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

(註)本條は、官吏、公吏が、其の職務上に關して行使するところの目的を以て、詐偽の文書を作り、又は真正の文書を不正の方向に増減し、又は變換したるものについては、其の印章と署名の有りや、無しやと云ふことを區別して、前の二條に規定したるどてるに依りて之れが處斷をなすべきものとせり。

第一百五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ

百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)本條は、公務員に對して、虚偽の申立をなしたるもの、罪を規定せられたり。

第一項、公務員に對して、虚偽の申立をなし之れによりて、權利、義務に關係ある公正證書の原本に不實の記載をなさしめたるものは、二年以下の懲役または百圓以下の罰金に處せらるゝなり。

第二項、公務員に對して、虚偽の申立をなし、之れによりて、免狀、鑑札又は旅行券に、事實にあらざる記載をなさしめたるものは、六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處せらるゝなり。

第三項、前二項に規定せられたる未遂罪といへども、之れを罰するなり。

第五百五十八條

前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)第五百五十四條乃至第五百五十七條に記載したる四ヶ條文書又は圖畫を行使したるものは、其の文書又は圖畫を偽造若くは變造し、又は事實にあらざる文書若くは圖畫を作り又は事實にあらざる記載をなさしめたるものと同一の刑に處せらる。此の未遂罪は之れを罰するものとす。

第五百五十九條

行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關

スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者同亦シ

前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造

又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、印章又は文書を偽造して、他人の權利義務を害したるもの并に是等の行為によりて其の文書を増減、變換したるもの、犯罪について、これが刑を適用したる條項なり。

第一項は、行使すべきの目的を以て、偽造したるところの他人の印章若クは署名を使用し、權利又は義務、又は事實の證明に關する文書若クは圖畫を偽造したるものは、三月以上五年以下の懲役に處するなり。例へば此に甲者あり、乙者の印章を偽造して、乙者

の權利を害し、又は義務に關するところの文書を偽造したるがときは即ち是なり。

第二項は、行使するところの目的を以て、文書に他人の印章を偽造して押捺し、若クは他人の氏名を署したる文書にして、其の文書若クは印章を押したるものが、權利又は義務に關するものについて、之れを増減又は變換したるものは、前項に同じく五年以下の懲役に處すべきものとせり。

本條第一項及び第二項の外、權利、義務又は事實の證明に關する文書若クは圖畫を偽造又は變造したるものは、一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せらるゝものなり。

第六十條 醫師、公務所ニ提出ス可キ診斷書檢案書又ハ死亡證書ニ

虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)本條は、醫師より官公署に提出すべき書面に詐欺の記載をなしたるときに處罰すべき規定なり。即ち醫師が官署又は公署に差出すべき病者の診斷書、又は死亡届書に、詐

欺の記載をなしたるものなるときは、三年以下の禁錮に處し、又は五百圓以下の罰金に處すべしとのことを規定したり。

第六十一條

前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其

文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同

一ノ刑ニ處ス

前項ノ末遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)前二條に定めたる文書又は圖畫の偽造變造の物にして之を行使したるものは、其の文書を偽造し、又は増減し、又は變換したる者、若くは虚偽の記載をなしたるものと同一の刑に處するものと規定せり。

第二項は、本條に規定したるものにして、其の未遂罪なるときといへども、尙ほ之れを處罰すべしと定めたり。

第十八章 有價證券偽造ノ罪

第六十二條

行使ノ目的ヲ以テ公債證券、官府ノ證券、會社ノ株券其

他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ

(註)本條は、有價證券を偽造、變造したるものに適用すべき刑を定めたるものなり。

第一項は、行使すべき目的を以て、公債證券、官府の證券、會社の株券、手形、切手其の外種類の何たるを問はず、金銭と交換し得べき證券を、偽造し又は變造して行使したるものは三月以下十年以下の懲役に處するなり。公債證券とは政府より發行したる國債の證券を云ひ、株券とは、會社より發行したる證券を云ひ、例へば此に甲者あり乙者に宛て、振出したる金額五百圓の約束手形なり。乙者之れに正當の裏書をなして、之れを丙者に賣渡したり。然るに丙者は、其の五百圓を六百圓と改め、以て之れを丁者に賣り其の相當の金銭を取らんと企てたるがときは、有價證券を變換したるものなり。又甲者あり、一葉の約束手形用紙を買ひ、之れに自己を受取人として、他人より自己に充て、振

出したるがごとく記入し、以て之れを行使せんとするがときは、有價券の偽造なり。」
第二項は、前項に定めたる證書、株券、又は證券を行使する目的を以て、之れに虚偽の記入を爲したる者は、前項と同じく三月以上十年以下の懲役に處するものとせり。

第六十三條 偽造、變造ノ有價證券又ハ虚偽ノ記入ヲナシタル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若シクハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(註)本條第一項は、偽造、變造又は虚偽の記入をなしたる有價證券を行使するか、又は行使の目的を以て、之れを人に交附し若くは輸入したるものは、三月以上十年以下の懲役に處せらるゝなり。

第二項は、前項の未遂罪は、之れを罰すべしとの規定なり。

第十九章 印章偽造ノ罪

(註)本章に於いては、官私の別なく、印章を偽造したるものに適用すべき刑の規定を網

羅したるものなり。詳細は以下各條の下に於いて、之れが説明をなすべし。

第六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ變造シタル御璽、國璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

(註)解本條は御璽、國璽、御名を偽造したるものに對する刑の規定なり。

第一項にては、天皇の御印、日本帝國の印又は天皇の御名を偽造したるものは、有期の懲役に處すべきものとせり。

第二項は、御璽、國璽又は御名をば、不正の用に供し又は偽造したる右等のものを使用したるものといへども、前項に同じく二年以上の有期懲役に處すべきものとせり。

第六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ御名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
公務所又ハ公務員ノ印章若クハ氏名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル